

第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

対象事業が実施されるべき区域及びその周囲（以下「調査対象区域」という。）を対象として、その概況について既存資料などを基に把握した。

調査対象区域は図 3-1 に示す事業計画地を中心とした約 2 km の範囲とし、そのうち、後述する煙突排出ガスの概略予測結果を踏まえて想定した影響範囲（図 6-3 : p. 6-12 参照）である尼崎市の範囲において概況を把握した。また、統計資料等により市町村単位で調べる事項については、事業計画地が位置する尼崎市全域を対象とした。

なお、準備書の作成に当たっては、令和 3 年 12 月末までの既存資料を用いて、実施計画書の内容を更新した。

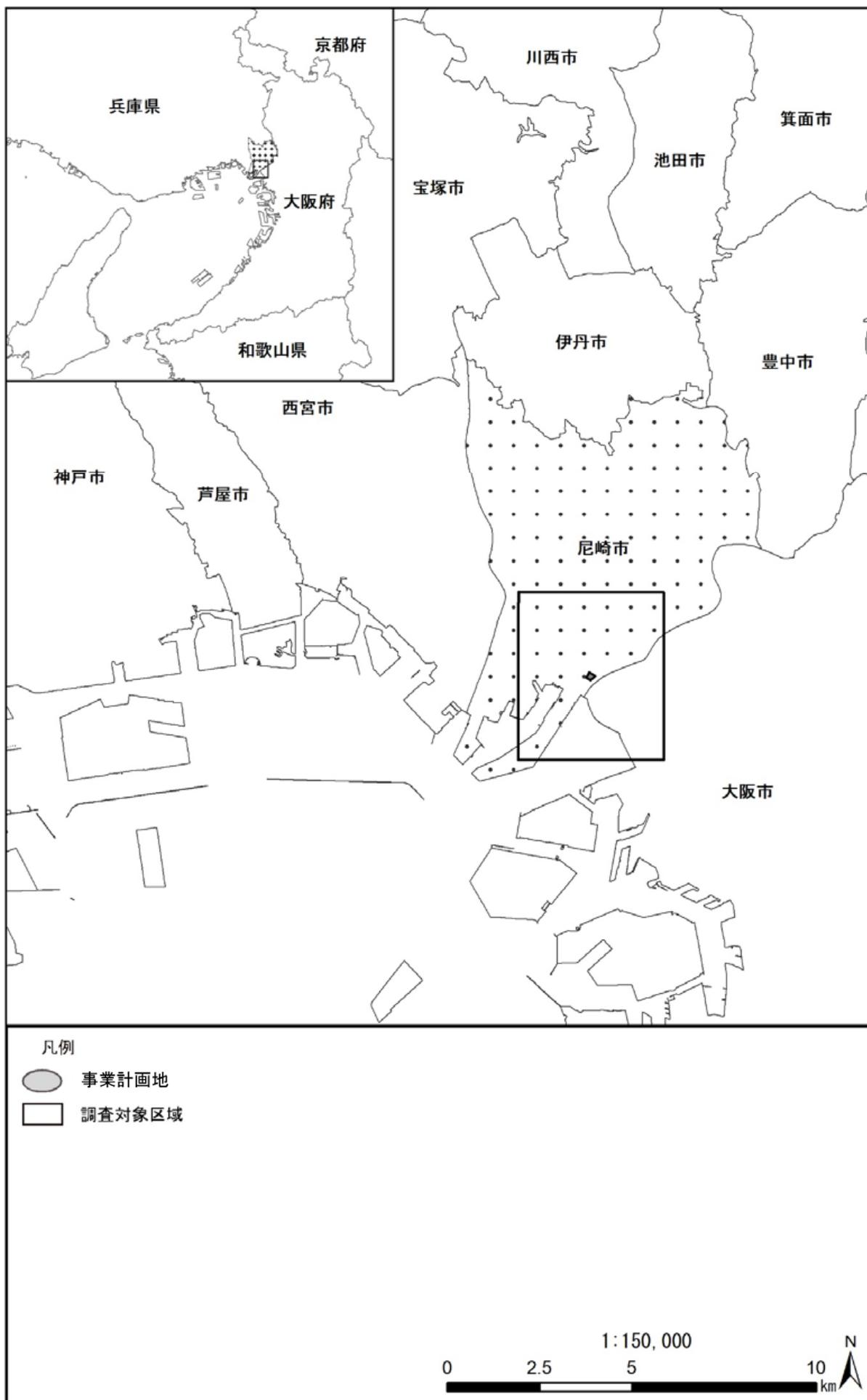


図 3-1 調査対象区域の概要

第1節 社会の概況

1.1 人口等

1) 人口、世帯数、人口密度

尼崎市の人口の概況を表 3.1-1 に示す。

尼崎市における令和3年の人口は451,065人、世帯数は220,937世帯、人口密度は8,893人/km²となっている。

表 3.1-1 尼崎市の人口の概況

年次	面積 (km ²)	世帯数	人口(人)			人口密度 (人/km ²)
			総数	男	女	
平成29年	50.72	212,273	451,405	218,472	232,933	8,900
平成30年	50.72	214,100	450,989	218,070	232,919	8,892
平成31年	50.72	216,540	451,431	218,117	233,314	8,900
令和2年	50.72	218,813	451,507	218,114	233,393	8,902
令和3年	50.72	220,937	451,065	217,855	233,210	8,893

注1) 令和3年1月1日現在。

注2) 国勢調査を除いた各年次の人口については、推計人口を年初・月初現在で表した。

出典：「尼崎市統計書 令和2年版」(令和3年3月、尼崎市)

2) 人口動態

尼崎市の人口動態を表 3.1-2 に示す。

尼崎市における人口は平成28年から29年にかけて減少し、平成30年から31年にかけて増加したが、令和2年にはまた減少している。

表 3.1-2 尼崎市の人口動態

単位：人

年次	年間増加数		年間総増加数	年初推計人口
	自然増加数	社会増加数		
平成28年	△981	201	△780	452,185
平成29年	△1,349	933	△416	451,405
平成30年	△1,258	1,700	442	450,989
平成31年	△1,441	1,517	76	451,431
令和2年	△1,537	1,095	△442	451,507

注1) 各年1月1日現在。

注2) △は減少を示す。

注3) 尼崎市の推計人口は、5年ごとに実施される国勢調査人口に、住民基本台帳法に基づく増減数を加減して算出されるものである。

注4) 国勢調査時点における人口は、前月までの推計人口とは独立して公表されるため、国勢調査年次の前後においては、年間増減数と年初人口とでつじつまの合わない場合がある。

出典：「尼崎市統計書 令和2年版」(令和3年3月、尼崎市)

1.2 土地利用

尼崎市の地目別地積を表 3.1-3 に、調査対象区域の土地利用現況図を図 3.1-1 に示す。

尼崎市における地目別地積は、いずれの年度も宅地の占める割合が高い。また、土地利用現況図によると、調査対象区域の土地利用は工業地と公共公益用地が大半を占めている。

表 3.1-3 尼崎市の地目別地積

単位：m²

年次		地目	田	畑	宅地	池沼	雑種他	道路、 河川等	総数
平成 28年	非課税地積		435	2,440	2,505,486	24,651	2,117,265	17,591,133	22,241,410
	課税地積		705,442	201,306	26,473,288	-	1,098,554	-	28,478,590
平成 29年	非課税地積		435	1,763	2,409,085	23,370	2,116,587	17,654,605	22,205,845
	課税地積		687,072	198,774	26,517,511	-	1,110,798	-	28,514,155
平成 30年	非課税地積		435	1,763	2,388,675	23,370	2,119,500	17,627,669	22,161,412
	課税地積		664,518	201,793	26,620,049	-	1,072,228	-	28,558,588
平成 31年	非課税地積		435	1,763	2,404,368	23,370	2,065,471	17,645,329	22,140,736
	課税地積		656,817	201,753	26,649,512	-	1,071,182	-	28,579,264
令和 2年	非課税地積		435	2,195	2,393,254	22,845	2,065,397	17,638,997	22,123,123
	課税地積		641,106	201,823	26,697,251	-	1,074,697	-	28,596,877

注1) 各年1月1日現在。

注2) “-”は該当数字なしを示す。

注3) 非課税地積：地方税法第348条の規定によって非課税とされている土地（国・公有地、公用地、公共用地、保安林、墓地、境内地、学校用地等）の面積の合計。

注4) 雑種他：ゴルフ場の用地、遊園地等の用地、鉄軌道用地、その他の雑種地の合計。

出典：「尼崎市統計書 令和元年版」（令和2年3月、尼崎市）

「尼崎市統計書 令和2年版」（令和3年3月、尼崎市）

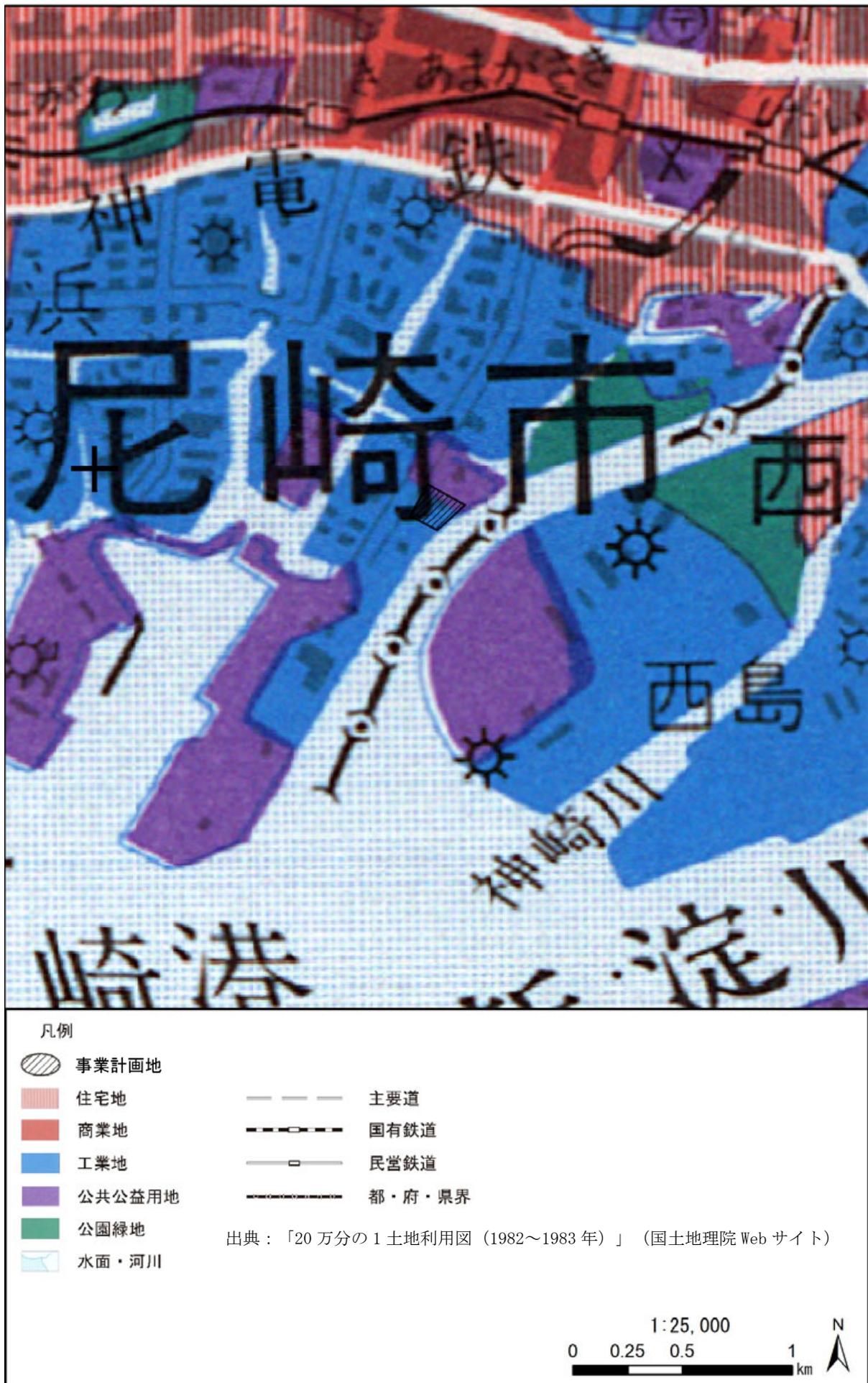


図 3.1-1 調査対象区域の土地利用現況図

1.3 産業

1) 産業の構造

尼崎市の産業別人口を表 3.1-4 に、産業大分類事業所数及び従業者数を表 3.1-5 に示す。

尼崎市における平成 24 年以降の産業別人口は、いずれの年度も第 3 次産業が最も多く、総数は平成 26 年に最も多くなっている。産業別の従業者数では、第 1 次産業は経年的に増加、第 2 次産業は経年的に減少している。第 3 次産業は平成 26 年が最も多い。

事業所数はいずれの年度も卸売・小売業が最も多く、従業者数は製造業が最も多い。

表 3.1-4 尼崎市の産業別人口

年次	項目	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	従業者数合計
平成 24 年	総数(人)	237	54,819	133,994	189,050
	構成比(%)	0.13	29.00	70.88	100.00
平成 26 年	総数(人)	297	54,139	151,816	206,252
	構成比(%)	0.14	26.25	73.61	100.00
平成 28 年	総数(人)	348	52,211	138,997	191,556
	構成比(%)	0.18	27.26	72.56	100.00

注 1) 平成 24 年 2 月 1 日、平成 26 年 7 月 1 日、平成 28 年 6 月 1 日現在。

注 2) 構成比は四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

出典：「尼崎市統計書 令和 2 年版」（令和 3 年 3 月、尼崎市）

表 3.1-5 尼崎市の産業大分類事業所数及び従業者数

産業（大分類）	平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
農林漁業	7	237	15	297	14	348
鉱業、採石業、砂利採取業	1	32	1	36	-	-
建設業	1,435	12,949	1,443	12,277	1,381	11,705
製造業	1,825	41,838	1,817	41,826	1,694	40,506
電気・ガス・熱供給・水道業	13	643	26	1,041	19	502
情報通信業	128	3,211	120	2,916	107	2,668
運輸業、郵便業	407	13,103	406	14,063	386	13,092
卸売業、小売業	4,398	35,045	4,334	35,880	4,067	35,070
金融業、保険業	228	3,553	222	3,449	205	3,478
不動産業、物品賃貸業	1,302	5,643	1,365	5,737	1,238	5,430
学術研究、専門・技術サービス業	511	6,445	527	6,616	533	6,958
宿泊業、飲食サービス業	2,941	18,499	2,904	17,187	2,724	17,577
生活関連サービス業、娯楽業	1,599	7,359	1,659	8,031	1,580	7,251
教育、学習支援業	488	4,143	642	7,572	533	4,320
医療、福祉	1,535	23,056	1,892	30,158	1,816	27,901
複合サービス事業	70	596	68	924	64	904
サービス業 (他に分類されないもの)	990	12,698	993	13,945	972	13,846
公務 (他に分類されるものを除く)	・	・	58	4,297	・	・
総数	17,878	189,050	18,492	206,252	17,333	191,556

注 1) 総数には男女別の不詳を含む。

注 2) “-” は該当数字なしを示す。

注 3) “・” は数値の存在があり得ないものを示す。

注 4) 平成 24 年 2 月 1 日現在、平成 26 年 7 月 1 日現在、平成 28 年 6 月 1 日現在。

出典：「尼崎市統計書 令和 2 年版」（令和 3 年 3 月、尼崎市）

2) 産業別生産量、出荷額など

(1) 農業

①農家数及び農家人口

尼崎市の農家数及び農家人口を表 3.1-6 に、経営耕地面積（販売農家）を表 3.1-7 に示す。

尼崎市における農家数及び販売農家人口は、平成 17 年から平成 27 年にかけて減少傾向である。

表 3.1-6 尼崎市の農家数及び農家人口

年次	農家数（戸）					販売農家人口（人）
	総数	販売農家			自給的農家	
		総数	専業	兼業		
平成 17 年	359	150	38	112	209	689
平成 22 年	334	152	40	112	182	651
平成 27 年	294	127	29	98	167	483

注) 各年 2 月 1 日現在。

出典：「尼崎市統計書 令和 2 年版」（令和 3 年 3 月、尼崎市）

表 3.1-7 尼崎市の経営耕地面積（販売農家）

年次	項目	総面積	田	畑	樹園地
平成 22 年	面積(a)	6,998	4,491	2,373	134
	構成比(%)	100.00	64.18	33.91	1.91
平成 27 年	面積(a)	6,151	3,637	2,463	51
	構成比(%)	100.00	59.13	40.04	0.83
令和 2 年	面積(a)	5,192	2,278	2,864	50
	構成比(%)	100.00	43.88	55.16	0.96

注 1) “x” は表章地域範囲内に存在する調査客体数が 2 以下の場合等を示す。

注 2) “-” は値を示せないことを示す。

出典：「2015 年農林業センサス兵庫県結果表」（平成 28 年 12 月、兵庫県）

「2010 年世界農林業センサス兵庫県結果表」（平成 23 年 10 月、兵庫県）

「2020 年農林業センサス」（令和 3 年 4 月、兵庫県）

②主要農作物の作付面積及び収穫量

尼崎市の主要農作物の作付面積及び収穫量を表 3.1-8 に示す。

尼崎市における水稻の収穫量は平成 27 年以降減少傾向を示している。

表 3.1-8 尼崎市の主要農作物の作付面積及び収穫量

年次	水稻			大豆		
	作付面積 (ha)	10a 当たり収量 (kg)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	10a 当たり収量 (kg)	収穫量 (t)
平成 27 年	41	476	195	1	95	1
平成 28 年	40	473	189	1	99	1
平成 29 年	38	477	181	1	98	1
平成 30 年	37	469	174	1	53	1
令和元年	37	474	175	1	74	1

注) 平成 19 年結果より、市町村統計の公表は主要作物のみ。小数点以下数値の公表なし。

出典：「尼崎市統計書 令和 2 年版」（令和 3 年 3 月、尼崎市）

(2) 製造業

尼崎市の製造業における事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移を表 3.1-9 に、製造業における産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（平成 30 年）表 3.1-10 に示す。

尼崎市における平成 30 年における事業所数は 716 事業所、従業者数は 32,647 人であり、製造品出荷額等は年間約 1 兆 3,681 億円となっている。

表 3.1-9 尼崎市の製造業における事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

年次	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円/年間)
平成 25 年	824	34,085	1,315,212
平成 26 年	783	32,645	1,314,443
平成 28 年	809	34,009	1,377,550
平成 29 年	732	33,261	1,361,983
平成 30 年	716	32,647	1,368,173

注 1) 平成 25～26 年は 12 月 31 日現在。

注 2) 平成 28 年は事業所数、従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在。
製造品出荷額等は平成 27 年 1 年間。（平成 28 年経済センサス-活動調査）

注 3) 平成 29 年は事業所数、従業者数は平成 29 年 6 月 1 日現在。
製造品出荷額等は平成 28 年 1 年間。（平成 29 年工業統計調査）

注 4) 平成 30 年は事業所数、従業者数は平成 30 年 6 月 1 日現在。
製造品出荷額等は平成 29 年 1 年間。（平成 30 年工業統計調査）

注 5) 従業者 4 人以上の事業所の集計である。

出典：「尼崎市統計書 令和 2 年版」（令和 3 年 3 月、尼崎市）

表 3.1-10 尼崎市の製造業における産業中分類別事業所数、従業者数
及び製造品出荷額等（平成 30 年）

産業中分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)
食料品	34	1,381	21,366
飲料・たばこ・飼料	1	12	X
繊維工業	9	117	614
木材・木製品	6	105	1,606
家具・装備品	3	42	1,165
パルプ・紙・紙加工品	21	1,004	67,488
印刷・同関連産業	16	474	8,526
化学工業	41	2,964	214,159
石油製品・石炭製品	1	9	X
プラスチック製品	34	1,448	46,737
ゴム製品	4	41	802
なめし革・同製品・毛皮	1	13	X
窯業・土石製品	26	793	33,192
鉄鋼業	44	3,816	245,549
非鉄金属	26	1,902	108,855
金属製品	167	3,721	85,082
はん用機械器具	48	1,844	46,526
生産用機械器具	111	2,852	90,142
業務用機械器具	13	708	16,022
電子部品・デバイス	12	802	15,233
電気機械器具	49	3,252	132,303
情報通信機械器具	6	2,456	115,105
輸送用機械器具	26	2,590	111,756
その他の製造業	17	301	(5,954)
総数	716	32,647	1,368,173

注 1) 事業所数、従業者数は平成 30 年 6 月 1 日現在。

製造品出荷額等は平成 29 年 1 年間。（平成 30 年工業統計調査）

注 2) “x” は事業所数僅少につき秘匿した数字を示す。

注 3) “()” で表示した数字は、便宜上最寄りの秘匿分を合算したものである。

出典：「尼崎市統計書 令和 2 年版」（令和 3 年 3 月、尼崎市）

(3) 商業

尼崎市の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移を表 3.1-11 に、業種別状況（平成 28 年）を表 3.1-12 に示す。

尼崎市における事業所数は、平成 26 年に一旦減少したが、平成 28 年には増加した。また、従業者数、年間商品販売額は経年的に増加している。業種別状況（平成 28 年）をみると、年間商品販売額が最も多いのは、卸売業ではその他の卸売業、小売業では飲食料品小売業である。

表 3.1-11 尼崎市の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移

年次	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
平成 24 年	3,080	22,608	89,138,247
平成 26 年	3,014	23,972	91,450,193
平成 28 年	3,081	26,930	103,737,991

注) 平成 24 年 2 月 1 日、平成 26 年 7 月 1 日、平成 28 年 6 月 1 日現在。
出典：「尼崎市統計書 令和 2 年版」(令和 3 年 3 月、尼崎市)

表 3.1-12 尼崎市の業種別状況（平成 28 年）

産業中分類		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
卸売業	各種商品卸売業	1	9	x
	繊維・衣服等卸売業	19	200	x
	飲食料品卸売業	123	1,417	12,792,370
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	189	1,376	12,359,837
	機械器具卸売業	213	2,474	20,353,109
	その他の卸売業	147	1,864	21,876,173
	総数	692	7,340	67,935,504
小売業	各種商品小売業	8	820	1,787,003
	織物・衣服・身の回り品小売業	402	1,701	2,307,444
	飲食料品小売業	755	9,243	14,289,394
	機械器具小売業	295	1,689	5,830,327
	その他の小売業	867	5,649	10,008,074
	無店舗小売業	62	488	1,580,245
	総数	2,389	19,590	35,802,487
総数		3,081	26,930	103,737,991

注 1) 平成 28 年 6 月 1 日現在。

注 2) “x” は発表の差し支えがあるものを示す。

注 3) 年間商品販売額は、調査実施前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間における金額である。

出典：「尼崎市統計書 令和 2 年版」(令和 3 年 3 月、尼崎市)

1.4 利水等

1) 河川水の利用状況

調査対象区域には、淀川水系神崎川圏域の一級河川(左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川)と、蓬川水系の二級河川である蓬川が流れている。

「淀川水系神崎川圏域河川整備計画」(平成 27 年、兵庫県)及び「蓬川水系河川整備基本方針」(平成 26 年、兵庫県)によると、淀川水系神崎川圏域の河川のうち、左門殿川及び中島川は感潮区域であり、河川水の利用はない。また、庄下川及び旧左門殿川においても河川水の利用はない。一方、蓬川の法定河川区間も全て感潮区間であり、河川水の利用はない。

なお、阪神・淡路大震災における被災地域河川の状況を踏まえ、震災等による断水時に河川水を消防用水として利用することが地域防災計画に位置づけられている。

2) 地下水の利用状況

尼崎市は地下水の採取規制「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)により全域で工業用水法(昭和 31 年法律第 146 号)の指定地域とされている。また、「尼崎市の環境をまもる条例」(平成 12 年条例第 51 号)では建築物用地下水の採取に関する規制が定められている。

尼崎市の地下水の利用状況は、「地下水利用衛生対策要綱」(令和元年 7 月 1 日施行)によると、尼崎市においては、地下水の飲用、食品関係施設での使用を禁止している。また、洗浄用水、散水用水、トイレ用水等として地下水を利用する場合は、関係する法令等の規定を遵守するとともに、必要に応じて、塩素殺菌等の衛生上の措置を行わなければならないとある。

3) 漁業権の設定状況

調査対象区域には、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく漁業権の設定区域は海面、内水面ともに存在しない。

1.5 都市施設等

1) 公園、緑地等の分布状況及び利用状況

調査対象区域の公園、緑地を表 3.1-13(1)～(2)に、調査対象区域の公園、緑地の分布状況を図 3.1-2 に示す。調査対象区域に公園、緑地は 71 箇所ある。

なお、調査対象地域に兵庫県立都市公園はない。

表 3.1-13(1) 調査対象区域の公園、緑地

No.	名称	種別	所在地	面積(m ²)
1	大物	近隣公園	東大物町 1 丁目 64	18,717
2	水明	総合公園	水明町 199-1	19,533
3	稲川	街区公園	長洲中通 3 丁目 365	8,512
4	若宮	街区公園	大物町 2 丁目 42	1,090
5	北浜	街区公園	東本町 4 丁目 40	3,127
6	東町緑地	都市緑地	東本町 1 丁目 42-6～東本町 4 丁目 104-1	7,345
7	築地	街区公園	築地南浜 2 丁目 39	3,500
8	庄下川	街区公園	昭和通 2 丁目 75	8,030
9	中央	近隣公園	神田北通 1 丁目 9 神田中通 1 丁目 4	14,990
10	貴布祢	街区公園	西本町 6 丁目 25	2,932
11	出屋敷	街区公園	南竹谷町 2 丁目 64-1	1,915
12	蓬川	地区公園	崇徳院 3 丁目 1	18,278
13	大庄	近隣公園	菜切山町 24	10,625
14	桜木	街区公園	西本町 3 丁目 34 地先	130
15	戎橋街園	街園	中在家町 1 丁目 1	160
16	西本町街園	街園	西本町 1 丁目 4	100
17	口の開	街区公園	大庄西町 2 丁目 125	1,013
18	中在家	街区公園	西本町 4 丁目 42-1	832
19	道意	近隣公園	道意町 6 丁目 8	12,098
20	間割	街区公園	道意町 3 丁目 2-2	629
21	琴浦	街区公園	道意町 4 丁目 36	1,158
22	琴浦橋	街区公園	南竹谷町 3 丁目 10	927
23	下田	街区公園	道意町 2 丁目 1	2,056
24	元浜	街区公園	元浜町 1 丁目 1-5	976
25	西向島	近隣公園	西向島町 91	5,431
26	市の坪	街区公園	西長洲町 2 丁目 501	597
27	神田	街区公園	神田中通 3 丁目 83	2,083
28	中洲	街区公園	西向島 99-1	1,064
29	開明	街区公園	開明町 1 丁目 80-2	552
30	大庄東	街区公園	蓬川町 295-10	430
31	十間	街区公園	東難波町 5 丁目 376	423
32	竹谷	街区公園	北竹谷町 2 丁目 107-4	978
33	坪和	街区公園	杭瀬南新町 4 丁目 179	533
34	北大物	街区公園	北大物町 25-32	1,002
35	大物川緑地	都市緑地	東大物町 1 丁目 125～南城内 287	19,849
36	長洲川緑地	緑道	長洲中通 3 丁目 366-1～杭瀬北新町 3 丁目 316	11,352
37	西大物緑地	緑道	西大物町 159	2,151

表 3.1-13(2) 調査対象区域の公園、緑地の概況

No.	名称	種別	所在地	面積(m ²)
38	蓬川緑地	都市緑地	蓬川荘園 460～南竹谷町 3 丁目 10 地先	33,670
39	西本町 1 丁目街園	街園	西本町 1 丁目 19	23
40	二の丸	街区公園	北城内 48-1	2,249
41	庄下川緑地	緑道	開明町 1 丁目 34 地先	205
42	松島橋	街区公園	築地本町 1 丁目 12 西松島町 158	4,001
43	道意街園	街園	道意町 6 丁目 7-7	86
44	小田南	総合公園	杭瀬南新町 3 丁目 3	55,600
45	北竹谷	街区公園	神田南通 4 丁目 105	1,076
46	祇園橋緑地	都市緑地	武庫川町 1 丁目 42～道意 6 丁目 57-1	8,265
47	宮内	街区公園	宮内町 3 丁目 180 及び北竹谷町 3 丁目 122	1,009
48	東大物	街区公園	東大物町 2 丁目 101	966
49	出屋敷駅北緑地	都市緑地	竹谷町 2 丁目 188	1,494
50	尼崎城址	近隣公園	北城内 27	3,353
51	元浜緑地	都市緑地	元浜町 1 丁目、道意町 6 丁目	37,090
52	弓場の先	街区公園	琴浦町 36-3	1,166
53	崇徳院	街区公園	崇徳院 3 丁目 34-7	838
54	出屋敷西	街区公園	南竹谷町 2 丁目 58	785
55	中在家緑地	都市緑地	中在家 2 丁目 68	2,939
56	西大物	街区公園	西大物 164	2,838
57	築地中通 3 丁目緑地	都市緑地	築地中通 3 丁目 79-4	80
58	築地本町 4 丁目緑地	都市緑地	築地本町 4 丁目 77	90
59	築地中(愛称:築地 中通子ども公園)	街区公園	築地中通 5 丁目 127	1,500
60	築地北浜 1 丁目緑地	都市緑地	築地北浜 1 丁目 3-10	180
61	築地本町 1 丁目緑地	都市緑地	築地本町 1 丁目 8-2	100
62	築地戎橋緑地	都市緑地	築地北浜 5 丁目 119	502
63	築地南浜緑地	都市緑地	築地南浜 3 丁目 69	1,353
64	南城内緑地	都市緑地	南城内	4,129
65	築地北浜緑地	都市緑地	築地北浜 1 丁目～5 丁目	1,727
66	開明中	街区公園	開明町 2 丁目 1	2,956
67	御園広場	広場公園	御園町 27-3	165
68	明倫	街区公園	蓬川町 302-8	1,399
69	アルカイク広場	広場公園	昭和通 2 丁目 72-3	1,854
70	南竹谷町 3 丁目緑地	都市緑地	南竹谷町 3 丁目 6-6	427
71	大庄西町 4 丁目緑地	都市緑地	大庄西町 4 丁目 46 番 6	345

注 1) 令和 2 年 3 月末日現在。

注 2) 表中の No. は図 3.1-2 と対応している。

注 3) 種別は以下のとおりである。

街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園

地区公園：主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

総合公園：都市住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園

都市緑地：主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地

広場公園：主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園

緑道：災害等における避難路の確保、市街地における安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とする緑地

出典：「公園・緑化のあゆみ 令和元(2)年度緑化事業報告書」(令和 3 年、尼崎市)
「尼崎市都市公園配置図」(令和 3 年 8 月、尼崎市)



凡例

 事業計画地

 公園・緑地

注) 図中のNo. は表 3.1-13 と対応している。

出典：「公園・緑地のあゆみ 平成 29 年度緑化事業報告書」(平成 31 年 2 月、尼崎市)

「尼崎市都市公園配置図」(平成 31 年 2 月、尼崎市)

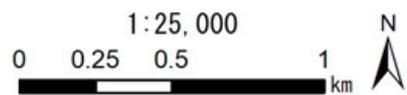


図 3.1-2 調査対象区域の公園・緑地の分布状況

2) 上水道の整備状況

尼崎市における上水道の給水状況を表 3.1-14 に示す。

尼崎市の上水道普及率は 100%となっている。

尼崎市内への供給は本市の浄水場である神崎浄水場、阪神水道企業団の猪名川浄水場及び尼崎浄水場から配水すると共に、兵庫県用水供給事業の多田浄水場からの上水と猪名川浄水場からの上水を野間ポンプ室で混合し市内へ配水している。

表 3.1-14 上水道の給水状況

年度	区分	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	普及率 (%)	一日最大	一日平均
					配水量 (m ³)	配水量 (m ³)
平成 26 年度		446,123	238,111	100.0	170,406	155,084
平成 27 年度		451,914	239,266	100.0	170,132	152,765
平成 28 年度		450,765	240,606	100.0	167,868	152,421
平成 29 年度		450,721	242,239	100.0	165,340	150,465
平成 30 年度		451,179	244,176	100.0	165,731	148,919

注) 各年度 3 月 31 日現在。

出典：「尼崎市水道・下水道」（尼崎市公営企業局 Web サイト）

「尼崎市統計書 令和 2 年版」（令和 3 年 3 月、尼崎市）

3) 下水道の整備状況

調査対象区域における尼崎市の下水道の整備状況を表 3.1-15 に示す。

尼崎市における下水道普及率は、いずれの年度もほぼ 100%である。

表 3.1-15 尼崎市の下水道の整備状況

年度	計画排水区域		管きよ整備区域		排水能力 (m ³ /秒)	処理区域		処理能力 (m ³ /日)	普及率 ②/① ×100 (%)
	面積① (ha)	人口 (人)	面積② (ha)	人口 (人)		面積 (ha)	人口 (人)		
平成 27 年度	4,055.1	458,000	4,054.5	451,872	287.7	4,054.5	451,872	198,766	99.9
平成 28 年度	4,055.1	458,000	4,054.5	450,722	289.5	4,054.5	450,722	198,766	99.9
平成 29 年度	4,055.1	458,000	4,054.5	450,679	292.7	4,054.5	450,679	198,766	99.9
平成 30 年度	4,055.1	458,000	4,054.5	451,179	294.7	4,054.5	451,138	188,167	99.9
令和元年度	4,055.1	458,000	4,054.5	451,481	295.5	4,054.5	451,440	203,900	99.9

注) 各年度 3 月 31 日現在。

出典：「尼崎市統計書 令和 2 年版」（令和 3 年 3 月、尼崎市）

4) 学校・福祉施設・文化施設など環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況
 (1) 学校など

調査対象区域の環境保全についての配慮が特に必要な施設（学校など）を表 3.1-16 に、調査対象区域の学校などの配置状況を図 3.1-3 に示す。

表 3.1-16 調査対象区域の環境保全についての配慮が特に必要な施設（学校など）

No.	種別	名称	所在地
1	保育園（所）	尼崎市立築地保育所	築地3丁目5-22
2		西長洲保育所	西長洲町2丁目33-2
3		尼崎市立大庄保育所	大庄中通5丁目14-2
4		社会福祉法人 ルンビニ福祉会 慈愛保育園	東大物町1丁目3-7
5		社会福祉法人 榎の木会 かしの木保育園	大物町1丁目18-1
6		社会福祉法人 榎の木会（幼保連携型認定こども園）開明かしの木こども園	開明町3丁目22
7		社会福祉法人 尼崎ひまわり会 尼崎ひまわり保育園	開明町2丁目23
8		社会福祉法人 榎の木会 駅前かしの木保育園	昭和南通3丁目1
9		社会福祉法人 あすなる福祉会 （幼保連携型認定こども園）あすなるこども園	宮内町3丁目141番地
10		社会福祉法人 葦陽福祉会 武庫川乳児保育所	大庄西町4丁目8番24号
11		社会福祉法人 来夢 どいゆうゆう保育園	道意町5丁目36
12	小規模保育事業所	学校法人 LABO-K 学園 からたち幼稚園 ぴこぴこえんチャオ	東大物町1丁目5-5
13	子育て交流	尼崎市委託 あまがさきキッズサポーターズ つ どいの広場事業 グループ えがお	御園町5番地 尼崎土井ビルディング2階
14	幼稚園	尼崎市立竹谷幼稚園	北竹谷町2丁目36番地
15		学校法人 LABO-K 学園 からたち幼稚園	東大物町1丁目5-5
16	小学校	尼崎市立明城小学校	南城内10番地の1
17		尼崎市立竹谷小学校	北竹谷町2丁目36番地
18		尼崎市立大庄小学校	大庄中通4丁目43番地の1
19		尼崎市立成徳小学校	蓬川町302番地の2
20		尼崎市立わかば西小学校	武庫川町1丁目25番地
21	中学校	尼崎市立成良中学校	西長洲町2丁目33-22
22		尼崎市立成良中学校琴城分校	南城内10番地の2
23	高等学校	尼崎市立琴ノ浦高等学校	北城内47番地の1
24		兵庫県立尼崎高等学校	北大物町18-1

注) 表中のNo. は図 3.1-3 と対応している。

出典：「公立保育所の一覧」（尼崎市 Web サイト）
 「法人保育園の一覧」（尼崎市 Web サイト）
 「小規模保育事業所の一覧」（尼崎市 Web サイト）
 「子育て交流の一覧」（尼崎市 Web サイト）
 「市立幼稚園一覧」（尼崎市 Web サイト）
 「私立幼稚園（認定こども園含む）の一覧」（尼崎市 Web サイト）
 「市立小学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）
 「市立中学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）
 「市立高等学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）
 「兵庫県立高等学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）

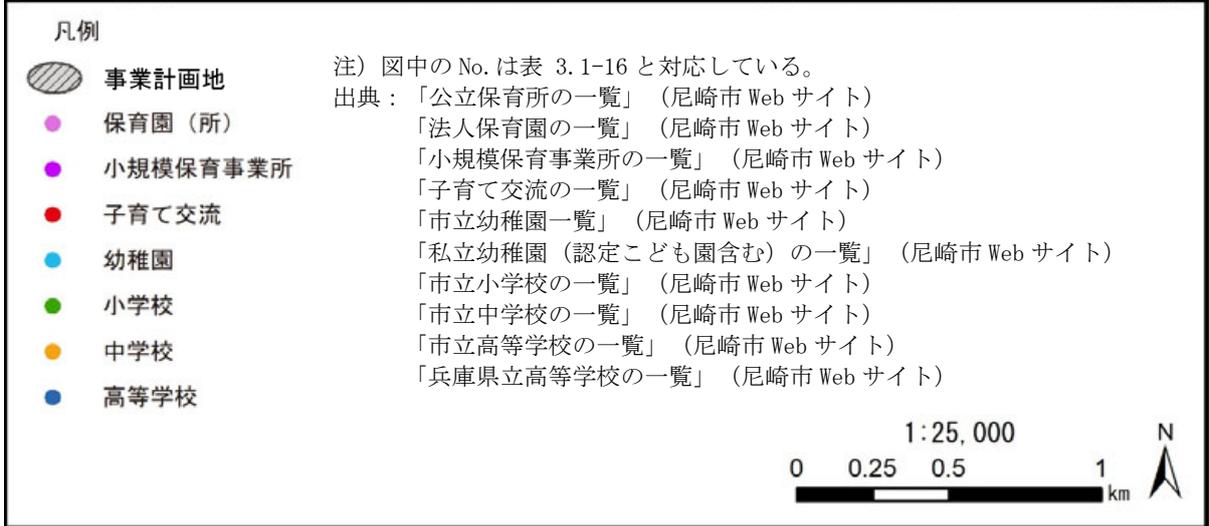
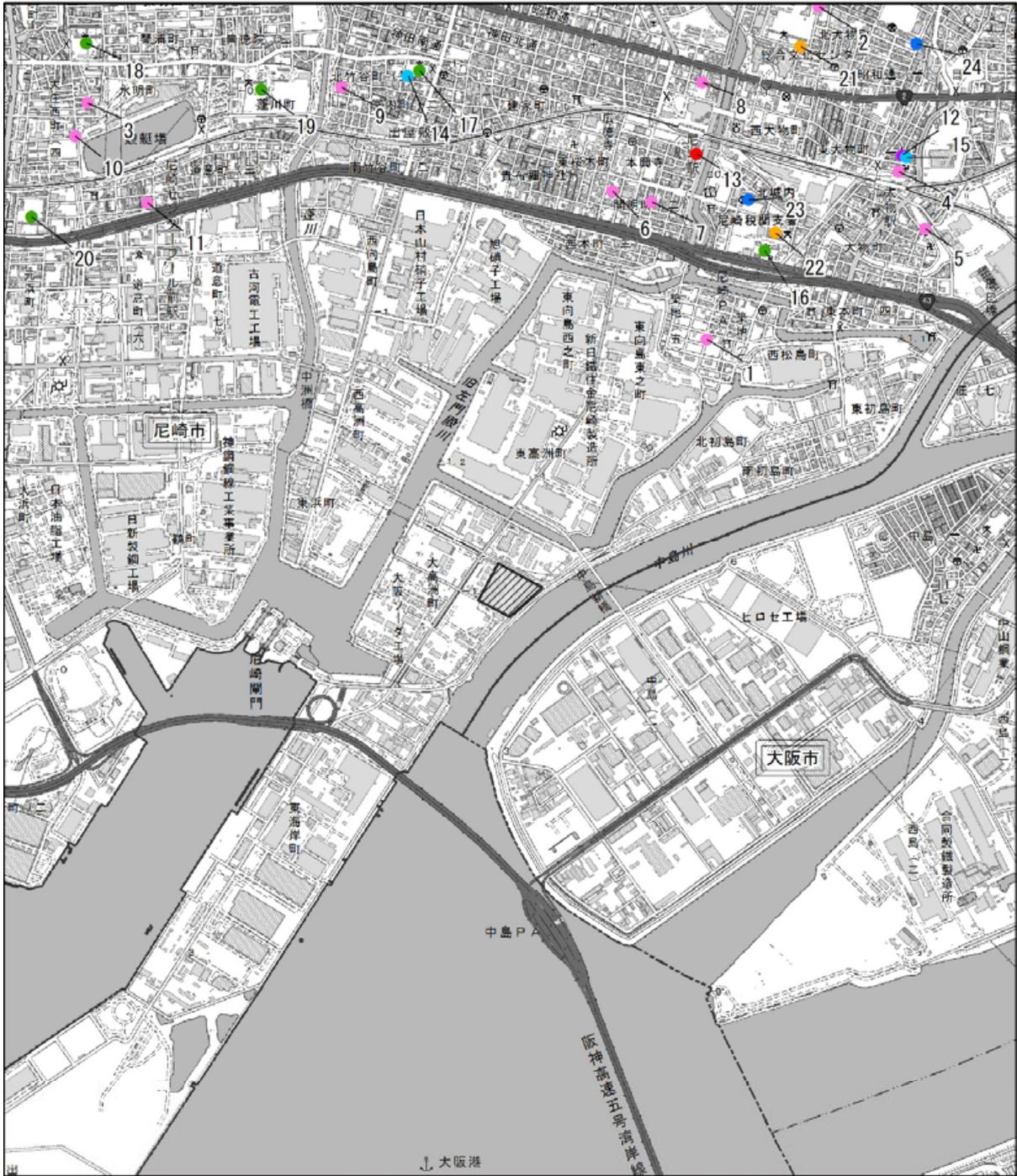


図 3.1-3 調査対象区域の学校などの配置状況

(2) 医療施設、福祉施設、文化施設

調査対象区域の環境保全についての配慮が必要な施設(医療施設、福祉施設、文化施設)を表 3.1-17～表 3.1-19 に示す。また、調査対象区域の医療施設、福祉施設及び文化施設の配置状況を図 3.1-4 に示す。

表 3.1-17 調査対象区域の環境保全についての配慮が必要な施設（医療施設）

No.	種別	名称	所在地
1	医療施設	医療法人 中馬医療財団 中馬病院	開明町3丁目29番地
2		医療法人 緑清会 樋口胃腸病院	昭南通1丁目17番6号
3		医療法人社団 豊繁会 近藤病院	昭南通4丁目114番地
4		医療法人社団 智聖会 安藤病院	東難波町5丁目19番16号
5		医療法人 一誠会 大原病院	宮内町1丁目9番地
6		医療法人 純徳会 田中病院	武庫川町2丁目2番地
7		社会医療法人 愛仁会 尼崎だいもつ病院	東大物町1丁目1番1号

注) 表中のNo. は図 3.1-4 と対応している。

出典：「兵庫県内病院一覧」（兵庫県 Web サイト）

表 3.1-18 調査対象区域の環境保全についての配慮が必要な施設（福祉施設）

No.	種別	名称	所在地
1	介護老人保健施設 (老人保健施設)	社会福祉法人 サンシャイン 老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町4丁目3-9
2		医療法人社団 仁医会 老人保健施設友の家	東本町2丁目51
3		医療法人 伯鳳会 介護老人保健施設はくほう	昭南通2丁目12-8
4		社会医療法人 愛仁会 介護老人保健施設だいもつ	東大物町1丁目1-1
5	特別養護老人 ホーム	医療法人 朗源会グループ 特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103-11

注) 表中のNo. は図 3.1-4 と対応している。

出典：「介護保険施設（老人福祉施設）の一覧」（尼崎市 Web サイト）

「特別養護老人ホームの一覧」（尼崎市 Web サイト）

表 3.1-19 調査対象区域の環境保全についての配慮が必要な施設（文化施設）

No.	名称	所在地
1	中央図書館	北城内 27
2	尼崎市総合文化センター	昭南通2丁目7-16
3	地域研究史料館	昭南通2丁目7-16（尼崎市総合文化センター）
4	尼崎市立文化財収蔵庫	南城内 5 番地
5	尼崎城	北城内 27

注) 表中のNo. は図 3.1-4 と対応している。

出典：「文化施設の一覧」（尼崎市 Web サイト）

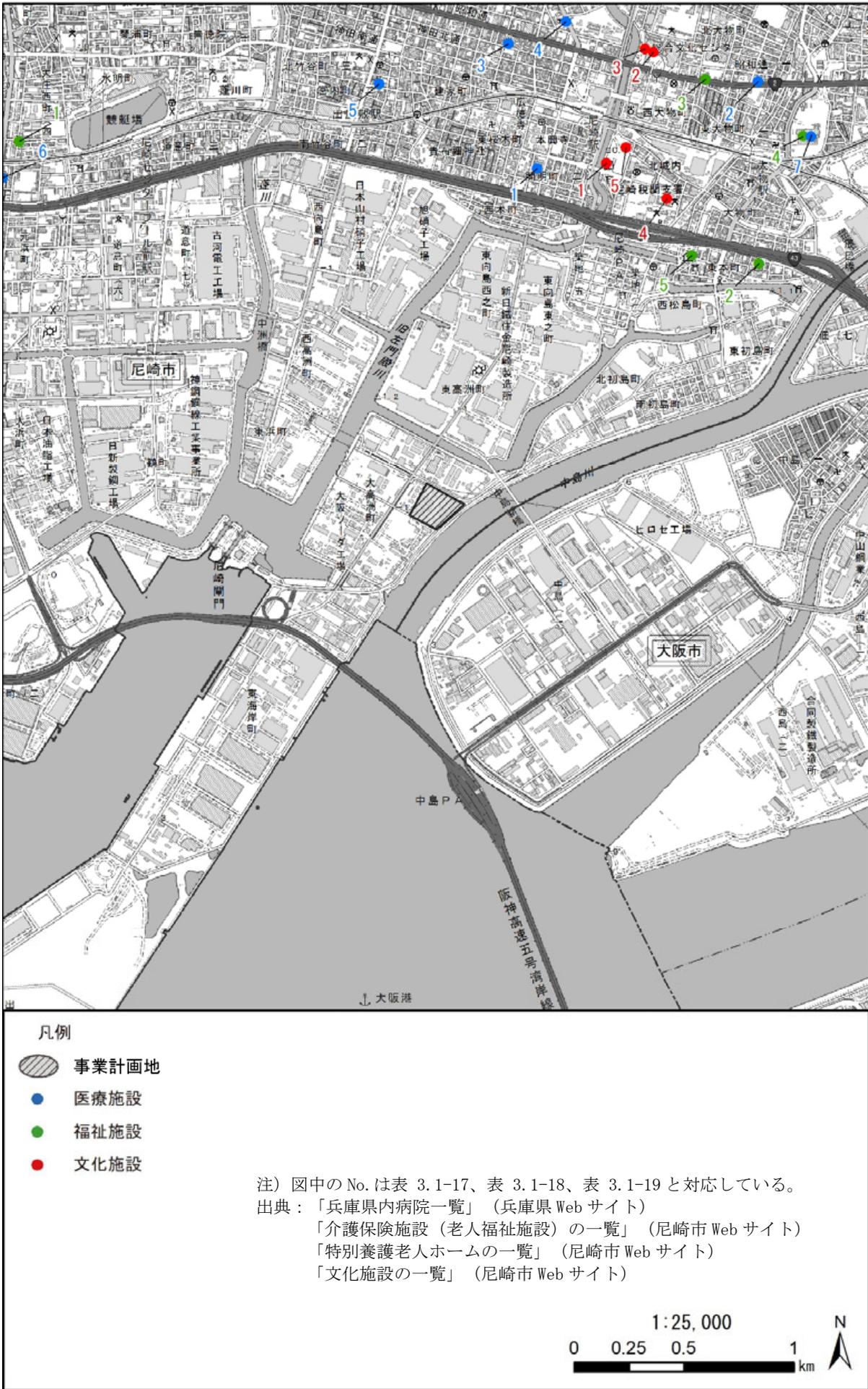


図 3.1-4 調査対象区域の医療施設、福祉施設、文化施設の配置状況

1.6 交通

1) 道路交通

調査対象区域の自動車交通量調査結果を表 3.1-20 に、調査対象区域の主要な道路網と交通量センサ位置を図 3.1-5 に示す。

調査対象区域の交通網は、高速大阪西宮線、高速湾岸線、一般国道 2 号及び一般国道 43 号が東西に延び、事業実施想定区域周辺には一般県道の県道 57 号尼崎港線が南北に延びている。このほか、調査区域の東側には一般県道の昭和東本町線、西側には尼崎港崇徳院線及び甲子園尼崎線が南北に延びている。

調査対象区域の自動車交通量をみると、平成 27 年度における平日 24 時間の自動車類交通量は、高速湾岸線の尼崎市西海岸町（区間番号「5130」）で 64,162 台と最も多い。

表 3.1-20 調査対象区域の自動車交通量調査結果

単位：台

路線名	交通量調査単位区間番号	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類交通量(上下合計)			24 時間自動車類交通量(上下合計)		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
高速大阪西宮線	5050	尼崎市西本町 6 丁目	36,136	5,743	41,879	51,908	10,171	62,079
高速湾岸線	5130	尼崎市西海岸町	28,073	20,070	48,143	36,039	28,123	64,162
	5140	尼崎市東海岸町	26,518	17,941	44,459	34,289	25,389	59,678
一般国道 2 号	10010	尼崎市杭瀬北新町 3 丁目	20,695	2,861	23,556	29,802	3,599	33,401
一般国道 43 号	10860	尼崎市東本町 2 丁目	24,045	16,836	40,881	37,000	23,127	60,127
尼崎港線	42370	尼崎市大高州町	3,036	5,392	8,428	5,207	5,834	11,041
	42380	尼崎市東向島東之町	5,263	4,340	9,603	7,811	4,865	12,676
	42390	尼崎市神田北通 1 丁目	7,320	3,296	10,616	10,129	3,884	14,013
尼崎港崇徳院線	61290	尼崎市大浜町 1 丁目	5,499	3,190	8,689	7,738	3,645	11,383
	61310	尼崎市大庄西町 1 丁目	8,331	2,506	10,837	11,292	3,121	14,413
昭和東本町線	63300	尼崎市東大物町 2 丁目	7,593	2,798	10,391	10,346	3,370	13,716
甲子園尼崎線	63320	尼崎市西高州町	5,981	4,650	10,631	8,720	5,207	13,927

注 1) 昼間 12 時間：午前 7 時～午後 7 時とする。

24 時間：午前 7 時～翌日午前 7 時 又は 午前 0 時～翌日午前 0 時とする。

注 2) 交通量調査単位区間番号は、図 3.1-5 と対応している。

注 3) 交通量単位区間番号の 10010 と 61290 については、観測地点は調査対象区域外であるが、交通量単位区間は調査対象区域内であるため、掲載した。

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省 Web サイト）

「平成 27 年度交通量・区間設定図（阪神南・阪神北県民局版）」（兵庫県 Web サイト）



図 3.1-5 調査対象区域の主要な道路網と交通量センサ位置

2) 鉄道利用状況

調査対象区域の鉄道利用の概況を表 3.1-21 に、調査対象区域の鉄道網を図 3.1-6 に示す。

調査対象区域の鉄道網は、東西に延びた阪神電鉄株式会社の鉄道があり、4 駅が存在する。また、いずれの年も尼崎駅の利用者数が最も多い。

表 3.1-21 調査対象区域の鉄道利用の概況

単位：人

年	大物		尼崎		出屋敷		尼崎 センタープール前	
	総数	定期	総数	定期	総数	定期	総数	定期
平成 27 年	9,715	4,107	51,887	24,231	11,447	5,672	10,116	4,417
平成 28 年	7,908	3,742	52,383	24,846	11,594	5,661	9,475	4,473
平成 29 年	7,643	3,719	53,377	25,294	12,130	5,829	9,655	4,399
平成 30 年	7,960	3,866	54,168	25,601	12,071	5,874	9,584	4,366
令和元年	8,571	4,151	54,487	25,800	12,677	6,265	10,722	4,476

注 1) 駅名は図 3.1-6 と対応している。

注 2) 年別平均は、1～12 月の単純平均である。

注 3) 乗客と降客の人数を合計したものである。

出典：「尼崎市統計書 令和 2 年版」（令和 3 年 3 月、尼崎市）

3) 海上交通

調査対象区域が位置する尼崎西宮芦屋港における入港船舶数を表 3.1-22 に示す。

尼崎西宮芦屋港における入港船舶数は、平成 27 年から減少傾向にある。

表 3.1-22 尼崎西宮芦屋港における入港船舶数

年次	総数		内航		外航	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
平成 27 年	4,433	2,885,356	4,293	2,650,277	140	235,079
平成 28 年	4,348	2,942,747	4,196	2,653,408	152	289,339
平成 29 年	4,238	2,916,887	4,081	2,595,038	157	321,849
平成 30 年	4,045	2,674,487	3,952	2,470,306	93	204,181
令和元年	3,888	2,493,786	3,835	2,341,260	53	152,526

注) 各年 12 月 31 日現在。

出典：「尼崎市統計書 令和 2 年版」（令和 3 年 3 月、尼崎市）



図 3.1-6 調査対象区域の鉄道網図

1.7 文化財

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、兵庫県文化財保護条例（昭和 39 年兵庫県条例第 58 号）、尼崎市文化財保護条例（昭和 57 年尼崎市条例第 7 号）に基づく調査対象区域の登録文化財、指定文化財の一覧を表 3.1-23(1)～(2)に、調査対象区域の文化財位置図を図 3.1-7 に示す。

また、調査対象区域の埋蔵文化財一覧を表 3.1-24 に、調査対象区域の埋蔵文化財位置図を図 3.1-8 に示す。

表 3.1-23(1) 調査対象区域の登録文化財、指定文化財の一覧

No.	指定状況	種別	名称	住所	数量	所有者(管理者)	
1	国登録	建造物	尼崎市立大庄公民館 (旧大庄村役場)	尼崎市大庄西町 3-6-14	1 棟	尼崎市	
2			尼崎市役所開明庁舎 (旧開明尋常小学校校舎)	尼崎市開明町 2-1-1	1 棟	尼崎市	
3			本田家住宅 主屋	尼崎市西本町 2-91	1 棟	個人	
4			本田家住宅 巽蔵	尼崎市西本町 2-91	1 棟	個人	
5			本田家住宅 乾蔵	尼崎市西本町 2-91	1 棟	個人	
6	国指定	建造物	本興寺開山堂	尼崎市開明町 3-13	1 棟	本興寺	
7			本興寺三光堂	尼崎市開明町 3-13	1 棟	本興寺	
8			本興寺方丈	尼崎市開明町 3-13	1 棟	本興寺	
9			長遠寺本堂 長遠寺多宝塔	尼崎市寺町 10	2 棟	長遠寺	
10		彫刻	木造日隆上人坐像	尼崎市開明町 3-13	1 躯	本興寺	
11		工芸	太刀 (銘恒次)	尼崎市開明町 3-13	1 口	本興寺	
12			太刀 (銘守家)	尼崎市西本町北通 3-93	1 口	尼信文化基金	
13		県指定	建造物	長遠寺鐘楼 長遠寺客殿 長遠寺庫裡	尼崎市寺町 10	3 棟	長遠寺
14				本興寺鐘楼	尼崎市開明町 3-13	1 棟	本興寺
15			書跡	大覚寺文書	尼崎市寺町 9	56 点	大覚寺
16		市指定	建造物	如来院石造笠塔婆	尼崎市寺町 11	1 基	如来院
17				本興寺三光堂向唐門	尼崎市開明町 3-13	1 棟	本興寺
18	本興寺笠塔婆			尼崎市開明町 3-13	1 基	本興寺	
19	大覚寺弁財天堂 (附、弁財天社 1 棟・棟札 1 枚)			尼崎市寺町 9	1 棟	大覚寺	
20	如来院本堂・表門 (附、棟札 1 枚 箱入)			尼崎市寺町 11	各 1 棟	如来院	
21	善通寺本堂 (附、紙本墨画龍図 1 面)			尼崎市寺町 3	1 棟	善通寺	
22	絵画			絹本着色涅槃図	尼崎市寺町 10	1 幅	長遠寺
23				海北友松筆押絵貼屏風	尼崎市開明町 3-13	6 曲 1 双	本興寺
24			紙本着色日蓮大聖人註画讃	尼崎市寺町 10	5 卷	長遠寺	
25			工芸	鱈口・雲板	尼崎市寺町 10	3 口・1 口	長遠寺
26			銅鐘	尼崎市寺町 11	1 口	如来院	
27	古文書			本興寺文書	尼崎市開明町 3-13	49 点	本興寺
28				長遠寺文書	尼崎市寺町 10	8 点	長遠寺
29				日蓮書状(乙御前母御書)	尼崎市寺町 10	1 幅	長遠寺
30				日蓮筆曼荼羅本尊	尼崎市寺町 10	1 幅	長遠寺
31				寺岡家文書	尼崎市昭和通 2-7-16	1 卷 4 通	個人蔵
32	考古資料		流水文銅鐸	尼崎市開明町 3-13	1 口	本興寺	

表 3.1-23(2) 調査対象区域の登録文化財、指定文化財の一覧

No.	指定状況	種別	名称	住所	数量	所有者 (管理者)
33	市指定	歴史資料	浅葱糸威二枚胴具足 (附桜井神社所蔵資料 82点)	尼崎市西本町北 通 3-93	1 具	桜井神社 尼信文化基金

注) 表中のNo. は図 3.1-7 と対応している。

出典: 「尼崎市の文化財」(尼崎市 Web サイト)

「文化財の指定」(兵庫県教育委員会 Web サイト)

表 3.1-24 調査対象区域の埋蔵文化財一覧

No.	種別	名称	住所
1	城館跡	尼崎城跡	尼崎市北城内、南城内他
2	包含地	辰巳橋遺跡	尼崎市東本町 1 丁目
3	包含地	大物遺跡	尼崎市大物町 2 丁目

注) 表中のNo. は図 3.1-8 と対応している。

出典: 「尼崎市の埋蔵文化財」(尼崎市 Web サイト)

「埋蔵文化財保護の手引き」(兵庫県考古博物館 Web サイト)

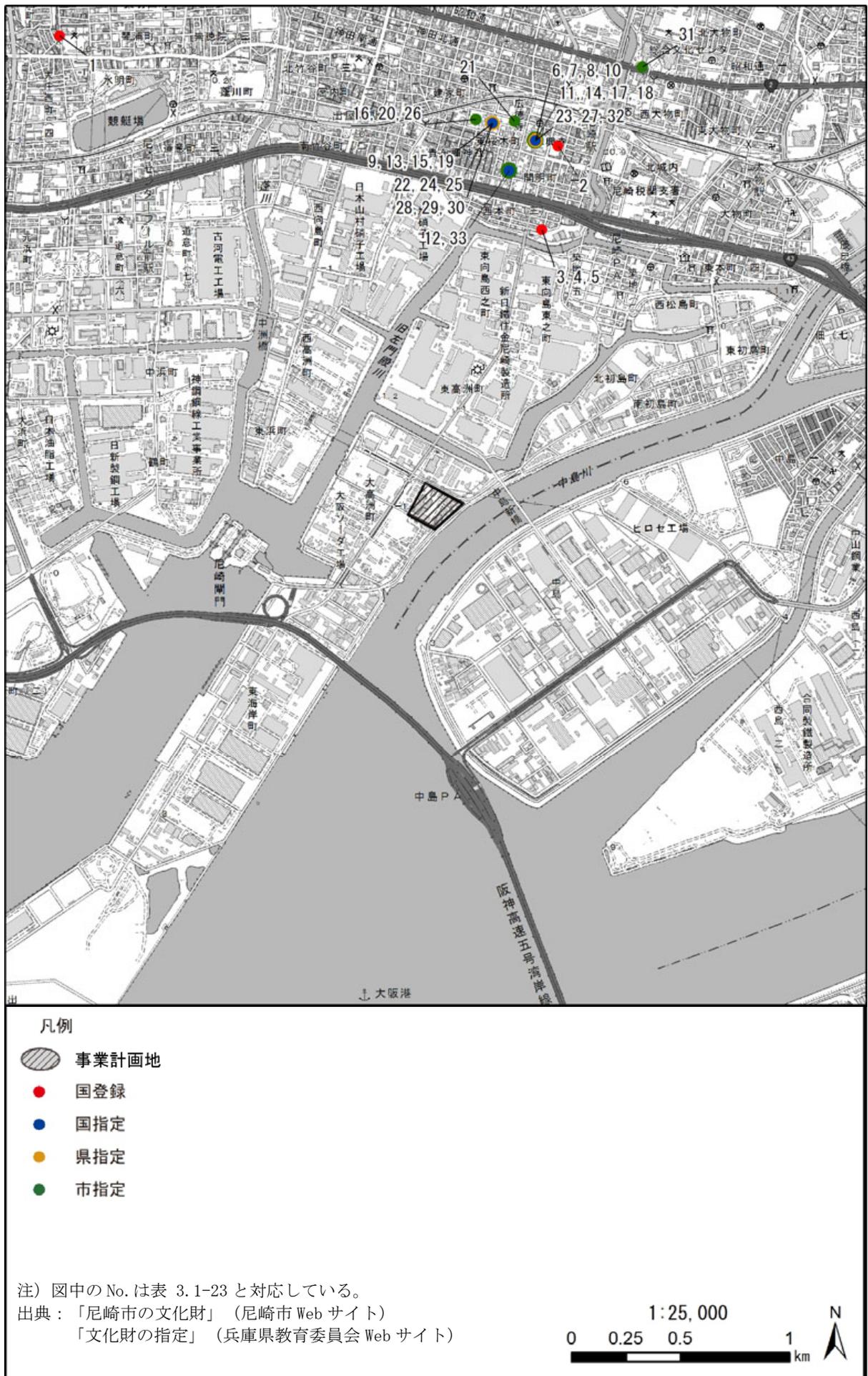
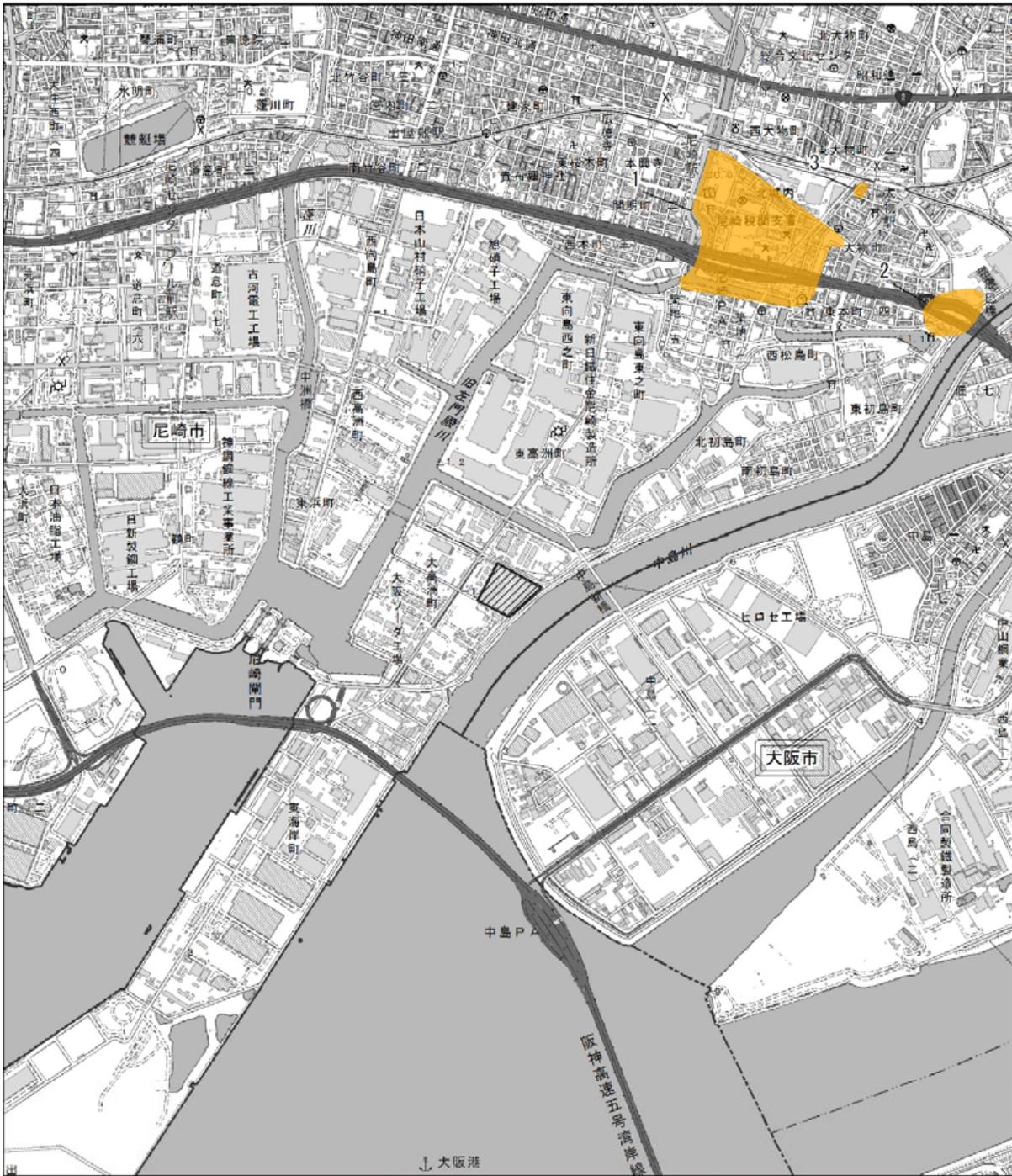


図 3.1-7 調査対象区域の文化財位置図



凡例

-  事業計画地
-  埋蔵文化財

注) 図中のNo. は表 3.1-24 と対応している。
 出典: 「尼崎市の埋蔵文化財」(尼崎市 Web サイト)
 「埋蔵文化財保護の手引き」(兵庫県考古博物館 Web サイト)

1:25,000
 0 0.25 0.5 1 km

図 3.1-8 調査対象区域の埋蔵文化財位置図

1.8 関係法律・条例などによる指定・規制など

1) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画

(1) 用途地域

調査対象区域の位置する尼崎市の用途地域の面積と構成比を表 3.1-25 に、調査対象区域の用途地域指定状況を図 3.1-9 に示す。

調査対象区域には用途地域が指定されており、事業計画地は工業専用地域に指定されている。

表 3.1-25 尼崎市の用途地域の面積と構成比

区域区分・用途地域		面積 (ha)	構成比 (%)	特性	
都市計画区域	市街化区域面積	第1種低層住居専用地域	87	1.9	低層住宅の良好な環境保護のための地域
		第1種中高層住居専用地域	1,175	25.1	中高層住宅の良好な環境を守るための地域
		第2種中高層住居専用地域	289	6.2	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域
		第1種住居地域	870	18.8	住居の環境を守るための地域
		第2種住居地域	167	3.6	主に住居環境を守るための地域
		準住居地域	126	2.7	道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
		近隣商業地域	186	4.1	近隣の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
		商業地域	87	1.9	店舗、事務所等の業務利便の増進を図る地域
		準工業地域	369	8.4	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域
		工業地域	545	11.6	工業の利便の増進を図る地域
		工業専用地域	742	15.9	専ら工業の利便の増進を図るための地域
		全体	4,670	100.0	計画的な市街化を図る区域
	市街化調整区域	…	—	市街化区域以外の区域で市街化を抑制すべき区域	
				公有水面を含む行政区域の全部	

注1) 令和2年3月31日現在。

注2) “…”は不詳を示す。

出典：「尼崎市統計書 令和2年版」（令和3年3月、尼崎市）

(2) 特別用途地区

調査対象区域には、都市計画法（昭和43年法律第100号、最終改正：平成30年法律第22号）第8条2項に規定されている特別用途地区がある。調査対象区域の特別用途地区の概要を表3.1-26に、調査対象区域の特別用途地区を図3.1-10に示す。

表 3.1-26 調査対象区域の特別用途地区の概要

No.	地区の名称	位置	主な用途制限	都市計画決定日
1	都心商業・業務特別用途地区	御園町、東御園町、神田中通1丁目、神田北通1丁目、東難波町5丁目の各一部	(規制) ぱちんこ屋等、個室付浴場等	2004年3月4日
2	中央・三和商店街特別用途地区	神田中通4~5丁目、昭和通6~7丁目、昭和南通6~7丁目、神田北通2~6丁目、神田中通2~6丁目、神田南通1~3丁目、建家町、玄番北之町の各一部	(規制) 遊戯施設、1階部分が住宅又は共同住宅の住戸等	2007年12月25日
3	住工共存型特別工業地区	工業地域及び準工業地域の各一部	(規制) 住環境形成に影響のある工場及び危険物貯蔵施設等のほか、大規模商業施設、風俗遊戯施設等	2010年1月4日

注) 表中のNo. は図3.1-10と対応している。

出典：「特別用途地区」（尼崎市Webサイト）

(3) 風致地区及び市街化調整区域

都市計画法（昭和43年法律第100号、最終改正：平成30年法律第22号）では、市街化を抑制すべき区域として「市街化調整区域」を、都市の風致を維持するため定める地区として「風致地区」を定めている。

調査対象区域は市街化調整区域に指定されているが、事業計画地にはない。調査対象区域の市街化調整区域を図3.1-11に示す。

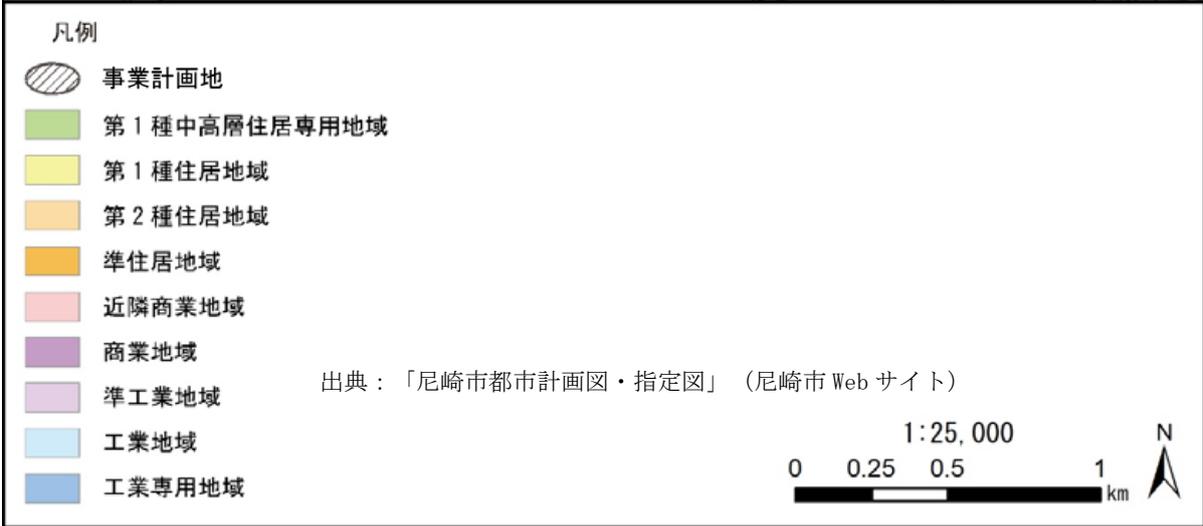
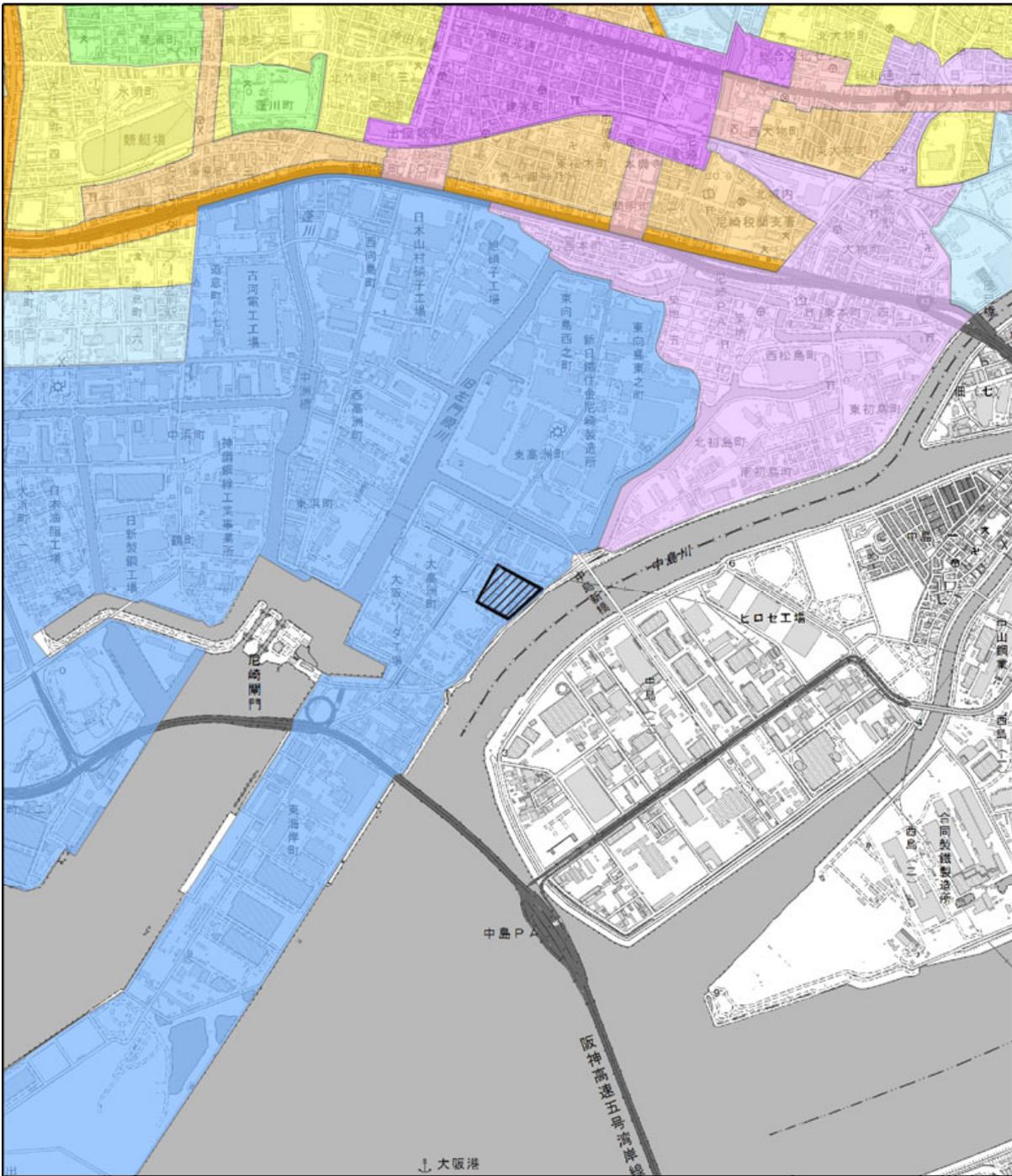
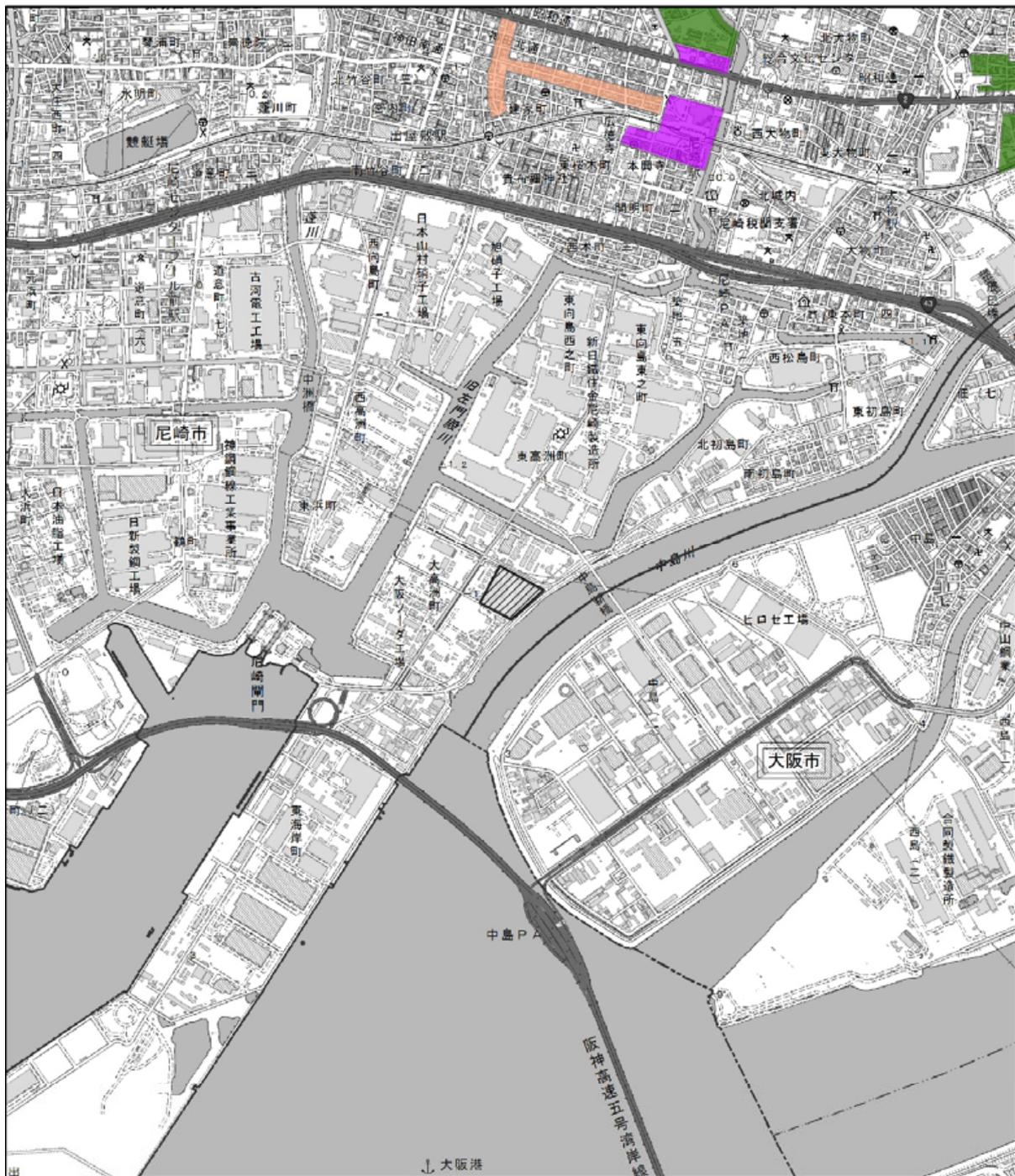


図 3.1-9 調査対象区域の用途地域指定状況



凡例

-  事業計画地
-  都心商業・業務特別用途地区
-  中央・三和商店街特別用途地区
-  住工共存型特別工業地区

注) 図中のNo. は表 3.1-26 と対応している。
 出典: 「特別用途地区位置図」 (Niigata City Web サイト)

1:25,000

0 0.25 0.5 1 km 

図 3.1-10 調査対象区域の特別用途地区



図 3.1-11 調査対象区域の市街化調整区域

2) 環境法令による地域・区域等の指定状況

調査対象区域の環境の保全を目的とする法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況を表 3.1-27 に示す。

表 3.1-27 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			調査対象区域	事業計画地
生活環境	大気汚染防止法	硫酸酸化物の総量規制地域	○	○
	騒音規制法	騒音について規制する地域	○	×
	振動規制法	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	○	×
	悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域	○	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域	○	○
	水質汚濁防止法	指定水域、指定地域（総量削減）	○	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県	○	○
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼、指定地域	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×
		形質変更時届出区域	○	×
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（廃棄物が地下にある土地）	○	×
	尼崎市の環境をまもる条例	環境上の基準	○	○
	環境の保全と創造に関する条例	ばい煙等の排出の規制	○	○
自然環境	自然公園法	国立公園、国定公園、県立自然公園	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約登録湿地	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産、複合遺産	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区	×	×
		特定猟具使用禁止区域（銃器）	○	○
	森林法	保安林、地域森林計画対象民有林	×	×
	尼崎市の環境をまもる条例	保護樹木	○	×
	環境の保全と創造に関する条例	自然環境保全地域、環境緑地保全地域 自然海浜保全地区、郷土記念物	×	×
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○	○
		農業地域、森林地域 自然公園地域、自然保全地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	○	×
	砂防法	砂防指定地	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	×	×
	河川法	河川保全区域	○	×
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	×	×
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	×	×
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林野	×	×

(1) 生活環境

①大気汚染防止法

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 2 年法律第 39 号）では、工場又は事業場が集合している地域で、同法で定める大気排出基準のみによっては、大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として、指定ばい煙ごとに指定地域を定め、特定工場等に対する総量規制基準を定めることとされている。

調査対象区域及び事業計画地には、全域に硫黄酸化物の総量規制地域が指定されている。

②騒音規制法

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年法律第 72 号）では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定することとされている。

調査対象区域には、騒音について規制する地域が指定されているが、事業計画地にはない。

③振動規制法

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年法律第 72 号）では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定することとされている。

調査対象区域には、振動について規制する地域が指定されているが、事業計画地にはない。

④悪臭防止法

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年法律第 105 号）では、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定することとされている。

調査対象区域及び事業計画地には、全域に悪臭について規制する地域が指定されている。

⑤自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号、最終改正：令和元年法律第 14 号）では、窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものとして、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量を削減するため、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域を指定することとされている。

調査対象区域及び事業計画地は、全域が窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域である。

⑥水質汚濁防止法

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年法律第 45 号）では、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域であり、かつ、同法で定める排水基準のみによっては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域について指定項目ごとに指定水域を定め、指定水域における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定地域を定めることとしている。

指定地域では、特定事業場で排水量が通常 $50\text{m}^3/\text{日}$ 以上のものについて総量規制基準が定められている。

調査対象区域の位置する瀬戸内海は指定水域であり、調査対象区域は水質の汚濁に関係のある指定地域である。

⑦瀬戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号、最終改正：令和 3 年法律第 59 号）では、特別の措置を講じ、瀬戸内海の環境の保全を図ることとしており、瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県を関係府県の区域に指定している。関係府県の区域では、最大排水量 $50\text{m}^3/\text{日}$ 以上の事業場が特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。

調査対象区域及び事業計画地を含む兵庫県は、同法の対象区域である。

⑧湖沼水質保全特別措置法

湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号、最終改正：平成 26 年法律第 72 号）では、水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であって、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを「指定湖沼」として指定している。

調査対象区域及び事業計画地には、指定湖沼はない。

⑨ 土壤汚染対策法

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年法律第 45 号）では、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を「要措置区域」として指定することができる。また、土地が特定有害物質によって汚染されているものの、当該汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれに該当しない場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を「形質変更時要届出区域」として指定することとされている。

調査対象区域には、形質変更時要届出区域が指定されているが、事業計画地にはない。

調査対象区域の形質変更時要届出区域一覧を表 3.1-28(1)～(2)に、調査対象区域の形質変更時要届出区域を図 3.1-12 に示す。

表 3.1-28(1) 調査対象区域の形質変更時要届出区域一覧

指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
平成 27 年 12 月 21 日 平成 28 年 5 月 2 日 平成 28 年 6 月 1 日	指-29 号	末広町 1 丁目 5 番 2・3・15、末広町 2 丁目 16 番 18～20 の各全部、扇町 15 番、16 番 1、20 番、21 番の各一部	61,599.51	1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成 28 年 8 月 22 日	指-36 号	東海岸町 21 番 1、27 番の各一部	17,777.5	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成 29 年 4 月 26 日 平成 29 年 5 月 22 日 平成 29 年 9 月 7 日	指-42 号	末広町 1 丁目 4 番 4・6、5 番 1 の各全部、2 丁目 8 番 2 の一部、8 番 5・8・9、16 番 1・2・3 の各全部、16 番 4・5 の各一部、16 番 6 の全部、16 番 7・8 の各一部、16 番 9・10・13・14・17・21・22、17 番 4・7 の各全部	160,869.73	カドミウム及びその化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成 29 年 9 月 27 日 平成 30 年 3 月 1 日	指-47 号	北城内 26 番 1・2 の各全部、27 番の一部、88 番 9・37・54・68・92 の各全部	5,981.79	カドミウム及びその化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
平成 30 年 2 月 5 日 令和元年 8 月 28 日	指-50 号	末広町 1 丁目 1 番 13、5 番 10、8 番 6 の各全部	7,038	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

注 1) 指定番号は、図 3.1-12 と対応している。

注 2) 令和 3 年 11 月 11 日現在。

出典：「形質変更時要届出区域」（尼崎市 Web サイト）

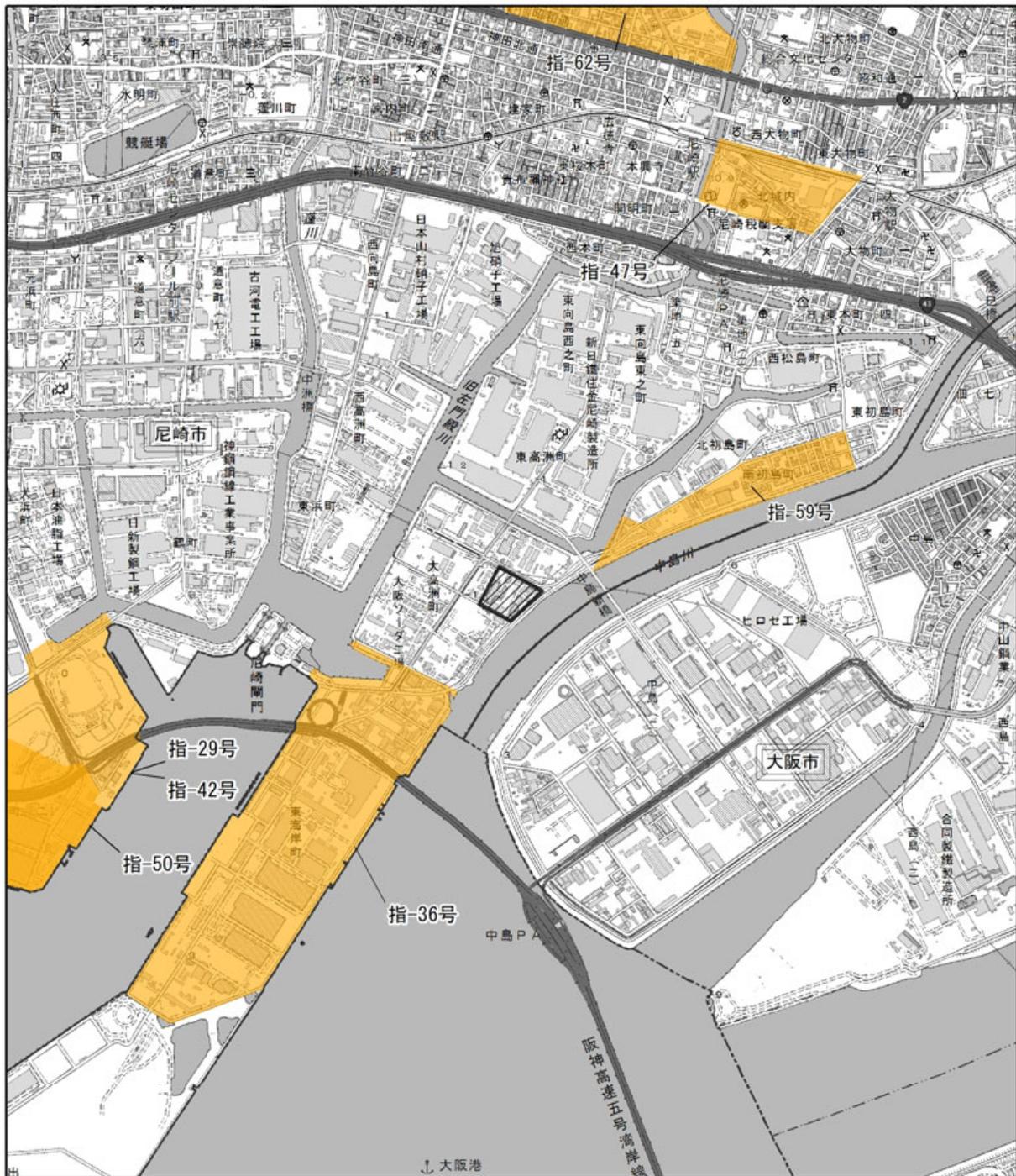
表 3.1-28(2) 調査対象区域の形質変更時要届出区域一覧

指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
令和2年1月21日	指-59号	南初島町15番の全部	4,914.12	全ての特定有害物質
令和2年10月13日	指-62号	東難波町5丁目438番、441番、442番の各一部	307.8	シアン化合物 鉛及びその化合物

注1) 指定番号は、図 3.1-12 と対応している。

注2) 令和3年11月11日現在。

出典：「形質変更時要届出区域」（尼崎市 Web サイト）



凡例

-  事業計画地
-  形質変更時要届出区域

注1) 指定番号は、表 3.1-28 と対応している。
 注2) 詳細な位置は不明なため、区域の所在地の字界を示した。
 出典：「形質変更時要届出区域」（尼崎市 Web サイト）

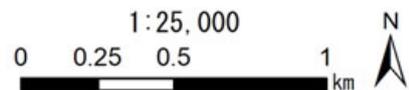


図 3.1-12 調査対象区域の形質変更時要届出区域

⑩廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年法律第 37 号）では、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域について、指定区域として指定することとされている。

調査対象区域には、廃棄物が地下にある土地の指定区域があるが、事業計画地にはない。調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域を表 3.1-29 及び図 3.1-13 に示す。

表 3.1-29 調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域

指定日	指定番号	所在地	埋立地の区分
平成 18 年 4 月 14 日	001	尼崎市鶴町 6 番 1 の一部及び 6 番 5	エ
平成 18 年 4 月 14 日	004	尼崎市末広町 1 丁目 2 番 1 の一部、2 番 5 の一部、2 番 7 の一部、5 番 1 の一部、5 番 8、16 番 1 の一部及び 16 番 6 の一部	ウ
平成 18 年 4 月 14 日	005	尼崎市末広町 1 丁目 2 番 1 の一部	ウ

注 1) 指定番号は図 3.1-13 と対応している。

注 2) 平成 25 年 12 月 1 日現在。

注 3) 埋立地の区分

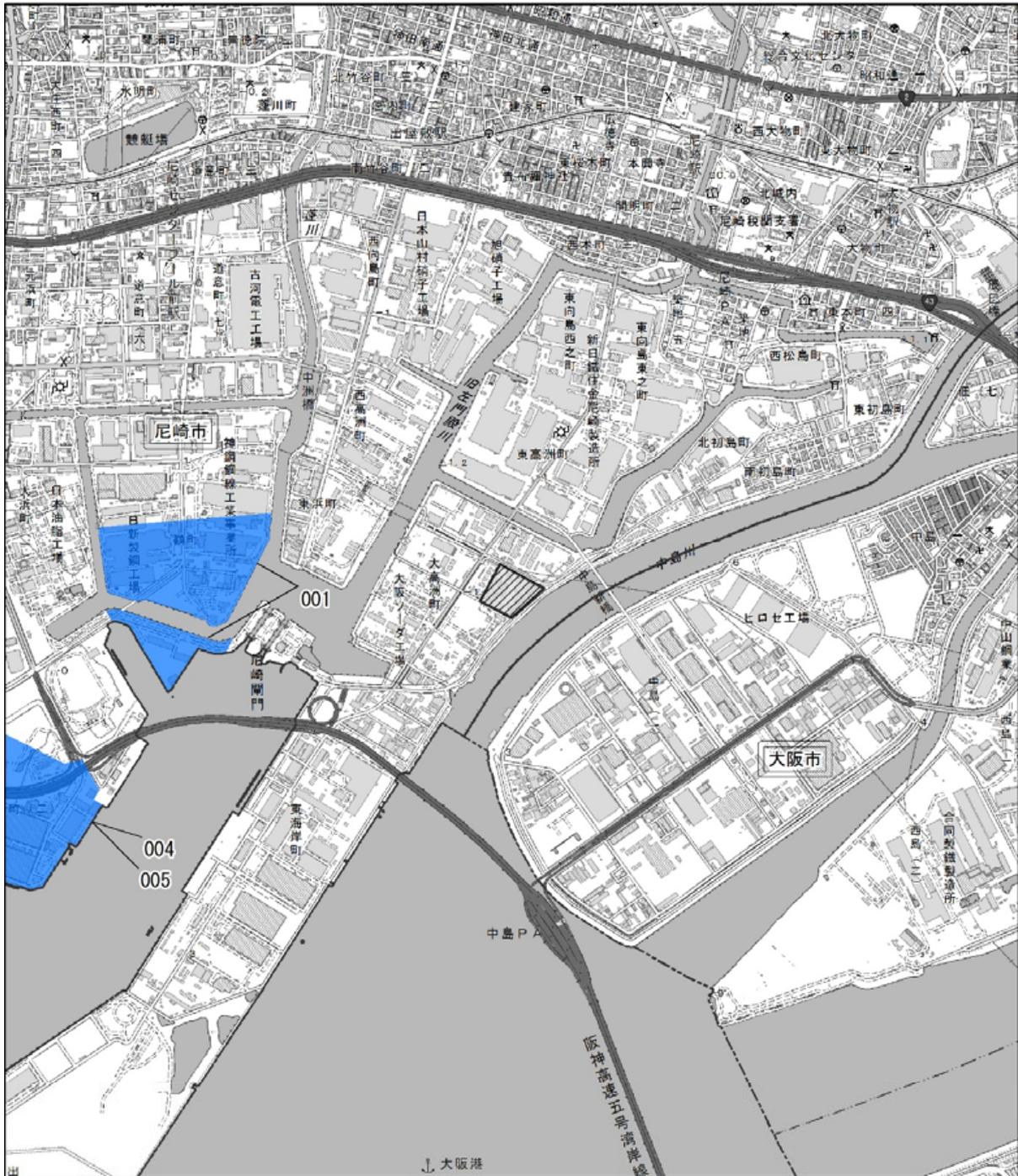
ウ：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 13 条の 2 第 3 号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 31 第 1 号に係る埋立地

（法に基づく設置届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止の届出の制度の施行日（平成 4 年 7 月 4 日）より前に廃止されたもの）

エ：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 13 条の 2 第 3 号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 31 第 2 号に係る埋立地

（市町村又は廃棄物処理業者（処分業の用に供するものに限る。）が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの）

出典：「指定区域一覧」（尼崎市 Web サイト）



凡例

-  事業計画地
-  廃棄物が地下にある土地の指定区域

注1) 指定番号は表 3.1-29 と対応している。
 注2) 詳細な位置は不明なため、所在地の字界を示した。
 出典：「指定区域一覧」（尼崎市 Web サイト）

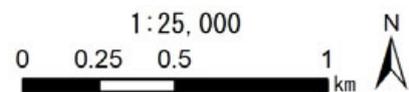


図 3.1-13 調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域

⑪尼崎市の環境をまもる条例

尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号、最終改正：令和 2 年尼崎市条例第 40 号）では、良好な環境を確保するために必要な大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に係る環境上の基準を定めている。また、同法第 6 条に基づく「良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として「尼崎市環境基本計画」を策定している。

調査対象区域及び事業計画地は、尼崎市環境基本計画の対象地域である。

⑫環境の保全と創造に関する条例

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号、最終改正：令和元年兵庫県条例第 13 号）では、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止等を図るため、地域の快適な生活環境の確保等、ばい煙等（ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。）の排出等の規制、自動車の運行に伴う公害の防止、資源の循環的な利用の促進及び流域における水に係る環境の保全と創造に関する施策を推進している。

(2) 自然環境

①自然公園法

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 3 年法律第 29 号）では優れた自然の風景地を保護し、利用の促進を図るために区域を定めて国立公園及び国定公園に指定している。また、自然公園法に基づく兵庫県立自然公園条例（昭和 38 年兵庫県条例第 80 号、最終改正：平成 24 年兵庫県条例第 5 号）では、県内にある優れた自然の風景地について、兵庫県立自然公園に指定している。

調査対象区域及び事業計画地には、国立公園、国定公園及び兵庫県立自然公園は指定されていない。

②自然環境保全法

自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年法律第 20 号）では、自然環境の適正な保全を総合的に推進するために自然環境保全基本方針を定めるとともに、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域を「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」として指定することができる。

調査対象区域及び事業計画地には、「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」は指定されていない。

③絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年法律第 37 号）では、国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲及び採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合は、「生息地等保護区」を指定することができる。

調査対象区域及び事業計画地には、生息地等保護区は指定されていない。

④特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年条約第 1 号）では、特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、絶滅のおそれのある種及び群集を支えている湿地、定期的に 2 万羽以上の水鳥を支える湿地など、国際的な基準から国際的に重要な湿地（ラムサール条約登録湿地）を登録している。

調査対象区域及び事業計画地には、ラムサール条約登録湿地はない。

⑤世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年条約 7 号）では、記念工作物、建造物群、遺跡、自然の地域等で普遍的価値を有するものを保護の対象とし、「文化遺産」、「自然遺産」、「複合遺産」としている。条約締結国が選定した世界遺産候補物件リスト（暫定リスト）の中から世界遺産委員会の審議を経て決定される。

調査対象区域及び事業計画地には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。

⑥鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年法律第 2 号）では、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定することができる。また、鳥獣保護区の中で特に重要な区域として特別保護地区が指定され、一定の開発行為が規制されている。また、銃器又は特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定猟具ごとに、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域として指定することができる。

調査対象区域及び事業計画地には、全域に特定猟具使用禁止区域（銃器）が指定されている。

調査対象区域の鳥獣保護区等の指定状況を表 3.1-30 に、調査対象区域の鳥獣保護区等位置図を図 3.1-14 に示す。

表 3.1-30 調査対象区域の鳥獣保護区等の指定状況

No.	区分	名称	指定面積 (ha)	指定期間
1	特定猟具使用禁止区域（銃器）	伊丹・尼崎	5,245	平成 28 年 11 月 1 日～ 令和 8 年 10 月 31 日
2		阪神湾岸	14,018	平成 33 年(令和 3 年)11 月 1 日～ 令和 13 年 10 月 31 日

注) 表中の No. は図 3.1-14 と対応している。

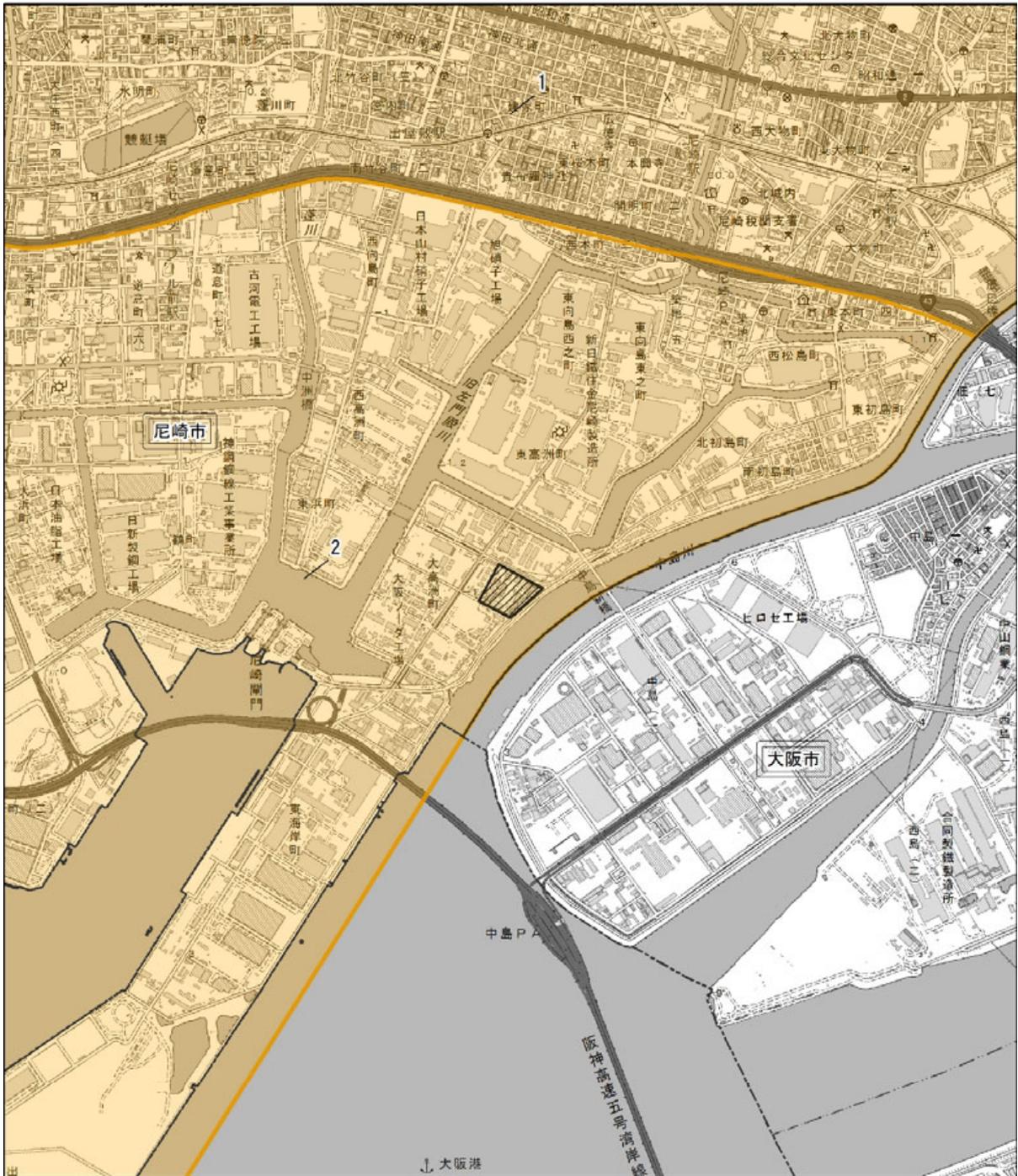
出典：「第 11 次鳥獣保護管理事業計画書」（兵庫県）

「第 12 次鳥獣保護管理事業計画書」（兵庫県）

⑦森林法

森林法（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 2 年法律第 41 号）では、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要があるときは、森林を「保安林」として指定することができる。また、同法 5 条に基づき都道府県知事が立案する地域森林計画の対象となる「地域森林計画対象民有林」を指定することができる。

調査対象区域及び事業計画地には、保安林及び地域森林計画対象民有林は指定されていない。



凡例

-  事業計画地
-  特定猟具使用禁止区域（銃器）

注) 図中のNo. は表 3.1-30 と対応している。
 出典：「兵庫県鳥獣保護区等位置図（平成 30 年度）」（兵庫県）

1:25,000

0 0.25 0.5 1 km 

図 3.1-14 調査対象区域の鳥獣保護区等位置図

⑧尼崎市の環境をまもる条例

尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号、最終改正：令和 2 年尼崎市条例第 40 号）では、良好な環境を確保するために、市長が保護すべき樹木（以下「保護樹木」という。）又は樹木の集団を指定することができることとされている。

調査対象区域には指定された保護樹木があるが、事業計画地にはない。

調査対象区域の保護樹木一覧を表 3.1-31 に、調査対象区域の保護樹木位置図を図 3.1-15 に示す。

表 3.1-31 調査対象区域の保護樹木一覧

No.	指定番号	所有者又は管理者	所在地	樹種名	幹周(m)	備考
1	74-02	初島大神宮	築地南浜 1 丁目 19	クスノキ	1.44	単木
2	74-08	西教寺	大物町 1 丁目 17	イチョウ	3.05	単木
3	92-08	大覚寺	寺町 9	クスノキ	1.41	単木

注 1) 表中の No. は図 3.1-15 と対応している。

注 2) 令和 2 年 3 月末日現在。

出典：「公園・緑化のあゆみ 平成 29 年度緑化事業報告書」（平成 31 年 2 月、尼崎市）

⑨環境の保全と創造に関する条例

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号、最終改正：令和元年兵庫県条例第 13 号）では、自然環境の保全を目的とし、知事が兵庫県自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区、郷土記念物を指定することができることとされている。環境の保全と創造に関する条例で指定される地区・地域・記念物の概要は表 3.1-32 に示す。

調査対象区域及び事業計画地には、自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区及び郷土記念物の指定はされていない。

表 3.1-32 環境の保全と創造に関する条例で指定される地区・地域・記念物の概要

項目	概要
兵庫県自然環境保全地域	その区域における自然環境が自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 22 条第 1 項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、当該区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なもの。
環境緑地保全地域	市街地の周辺又は集落地若しくはその周辺にある樹林地若しくは河川、湖沼、海等の水辺地又はその状況がこれらに類する土地で、風致、景観、形態等が住民の健全な生活環境を確保するために特に必要なもの。
自然海浜保全地区	瀬戸内海の内海及びこれに面する海面のうち本条例の基準に該当する区域。
郷土記念物	植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なもの。

出典：「環境の保全と創造に関する条例」

（平成 7 年兵庫県条例第 28 号、最終改正：令和元年兵庫県条例第 13 号）

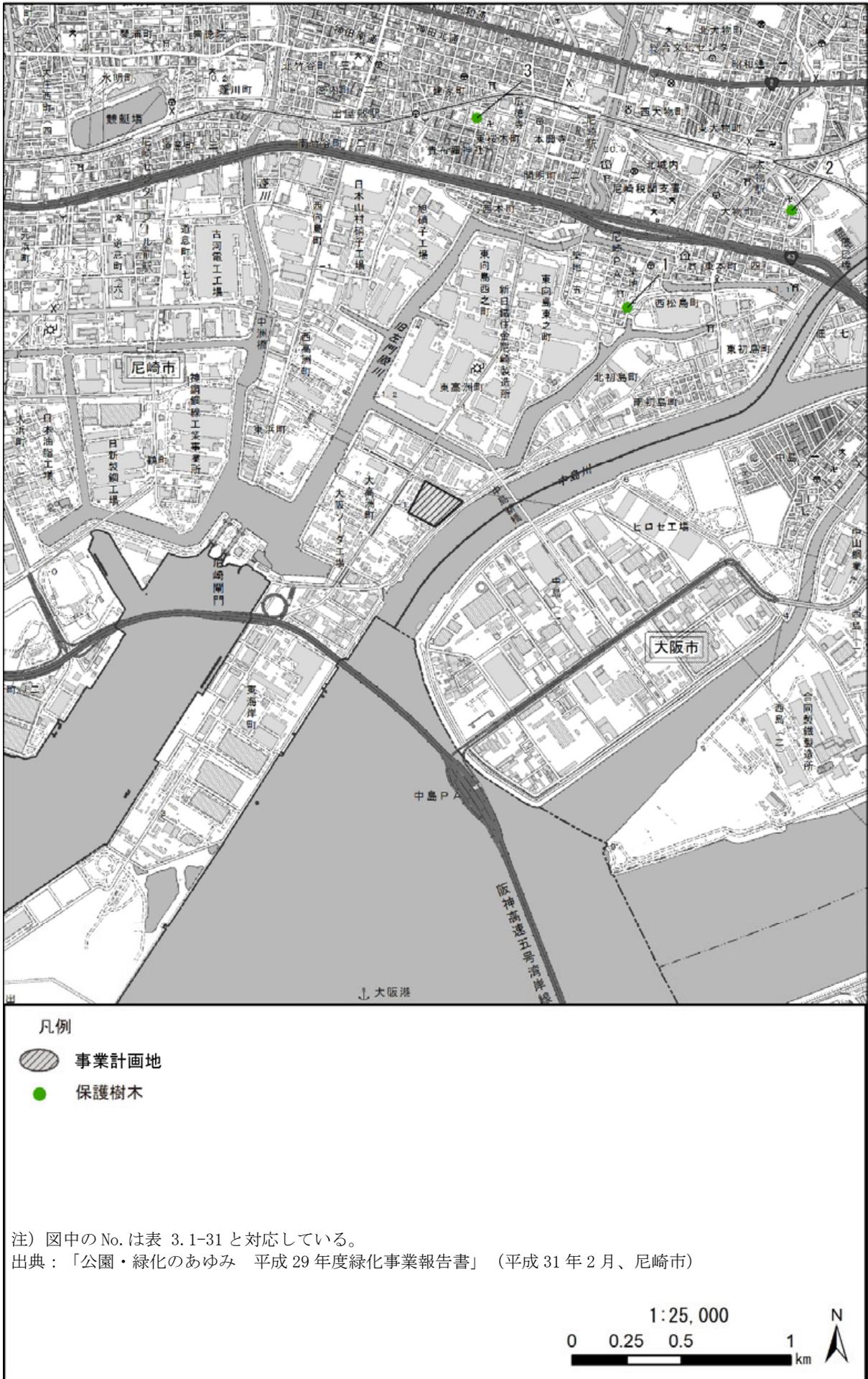


図 3.1-15 調査対象区域の保護樹木位置図